

第六十一回 参議院通信委員会會議録第十七号

昭和四十四年六月五日(木曜日)
午後一時十七分開会

委員の異動

六月四日

辞任 浅井 亨君

辞任 上林繁次郎君

補欠選任 上林繁次郎君

補欠選任 浅井 亨君

六月五日

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

永岡 光治君

新谷寅三郎君

西村 尚治君

松平 勇雄君

鈴木 強君

植竹 春彦君

長田 裕二君

古池 信三君

郡 祐一君

白井 勇君

寺尾 豊君

平井 太郎君

久保 等君

松本 賢一君

森 勝治君

北條 浩君

政府委員

郵政大臣 河本 敏夫君

郵政大臣官房長 溝呂木 繁君

郵政省簡易保険局長 竹下 一記君

郵政省人事局長 山本 博君

郵政省経理局長 上原 一郎君

事務局側

常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

参考人

簡易保険郵便年金福祉事業団理事長 武田 功君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永岡光治君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。昨四日、浅井亨君が委員を辞任され、その補欠として上林繁次郎君が選任されました。また、本日、上林繁次郎君が委員を辞任され、その補欠として浅井亨君が選任されました。

○委員長(永岡光治君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案の審査のため、簡易保険郵便年金福祉事業団の役員の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、これをお、その日時及び人選につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(永岡光治君) 簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○西村尚治君 それでは私から一通りさらっと御質問したいと思ひますが、最近郵政当局の御努力で、簡保も順調に伸びておるようでございます。

たいへんけっこうだと思ひますが、ただ、ほかの資料で見ますと、民間保険の伸びの状況などに比較すると、金額の面、件数の面などで、どうも若干見劣りがするのではないかと、特に非常に目まぐるしい躍進を遂げておられます農協生命共済、あの躍進ぶりに比べますとかなりの開きがあるように思ふのでございます。どこにその開きがあるように思ふのか、皆さんのほうの御努力にもかかわらず、成績があがってはおるのですけれども、どうしてああいう開きができてくるのか、その辺の原因といたしますようなものをつかんでいらつしやるならちよつと御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(竹下一記君) 簡易保険はおっしゃいましたように、私もいいたしましては、きわめて順調に業績を伸ばしておる、かように考えるのでございますけれども、片や民間の生命保険業界、それから農業協同組合がやっておりますところの生命共済、このほうの伸びが簡易保険の伸びよりも少し上回つておると、そういうことで、簡易保険は伸びてはいるんですけれども、全体のシェアとしましては簡易保険のシェアが落ちてきておるというところでございまして、実はその点をいろいろと考慮いたしまして対策を講じつつあるわけでございます。その理由とするところは幾つかあるかと思ひますけれども、一つは、商品魅力の問題があらうかと思ひます。生命保険と申しましても、これは一つのやはり商品でございます。かりに民間のほうではいい商品を売つておるのに、簡易保険の商品は見劣りがするというようなことになりますると、売れ行きが悪くなるというわけでございます。今度法案としてお出しいたしました傷害特約制度、これも実は民間ではすでに販売をいたしておる商品でございます。こういうものをやりますと、やはり商品の魅力という点において見劣りがしてまいりまして、そういう点がやはり業績の伸びを幾らか鈍化させておる原因の一つではなからうかと、かように存する次第でございます。

それからもう一つは、販売のやり方、民間業界におきましてはいわゆる人海戦術でもって募集に当たつておられますが、国営事業である簡易保険としては、そういうふうにはまいらない事情が一つあります。

それからもう一つは、やはり運用の問題があらうかと思ひますが、運用益をどのくらいあげるかという問題でございます。簡易保険はこの運用の面におきまして、国家資金という性格のためにやや窮屈な運営をさせられておる。運用利回りという面について若干見劣りがする。それが保険料なり配当なりにはね返つてまいりまして、最近では国民の皆さんはなかなかそろばんが高くなつておられますので、そういう数字の比較などをやられた場合に、若干簡易保険のほうで分が悪い面が出てきておることがわかれば、勢いこの業績のほうへ響いてまいると、かように存じます。

○西村尚治君 四点は原因といひますが、理由をおあげになりました。これに対しては対策を講じておるということですから、ぜひひとつ御努力をお願いしたいと思ひますが、この中でいまま

触れになりました傷害保険——今回も問題になっておりますが、これは私もやっぱり最近の激増する傷害事故、これに伴う特約というものがかなり伸びておるにもかかわらず、簡保はそれがやれなかった。そこに一つの開きの原因があるように私も思っておたわけですが、そういう点から、これをお取り上げになったことはたいへんけっこうだと思ふんですが、ついでに民保、農協の生命共済の件数の中で傷害特約の占めるパーセンテージはどの程度になっておるかわかりますか。

○政府委員(竹下一記) 非常に大きな数字でございますが、民間保険におきましては、傷害特約をつけておる率は新契約について七五％程度です。

○西村尚治君 いや、つけているんじゃないかと、そのできておる契約高の中の比率です。すでに契約しておるものの中の比率です。

○委員長(永岡光治君) 再質問願います。

○西村尚治君 新規契約をとるでしよ年々、その件数、その金額の中で、新規契約の中で傷害保険のパーセンテージというものは、どの程度のパーセンテージを占めておるかということですが、

○政府委員(竹下一記) したがいまして、新規契約をとりまして生命保険契約の中の七五％の契約について傷害特約をつけておるように見受けられます。

○西村尚治君 農協はどうですか。

○政府委員(竹下一記) 農協につきましては、実は資料を持ち合わせておりませんが、聞くところによりますと、従来生命共済の給付の一部分としてこの傷害給付をやっておりましたのをこの四月からは単独の共済、単独の商品として販売を始めたというのを聞いておりますが、私はそういうことからいまして相当これは売れておる、需要もあるし販売高も上がつておる、こういうふうに見ておる次第でございます。

○西村尚治君 民保の七五％が特約をとつておるといふことを聞きますと、やはりいままでこちらになかった。なかったために、あれだけの開きが

できたのだ、それが一つの原因ということとは、認めざるを得ないのでね。そういうことで今回これをを取り上げになったということは、たいへんけっこうだと思ふんですが、その提案理由の説明を見ますと、今回簡易な手続と安い保険料でこの傷害特約を創設しようということが書いてある。簡易な手続、これはわかりませんが、できるだけ安い保険料ということに何か意味があるのかどうか。従来農協や生命保険でやつておりました傷害保険に比べて、何かこちらとして特色というのか、加入者にとって特別な魅力になるようなものがあるのかないのか、その辺少し具体的に説明してもらいたいと思ふ。

○政府委員(竹下一記) 簡易保険は御承知のように全国で一万余の店舗を持つておりまして、業務を営んでおるわけでございますが、山村僻地に至るまで網の目のような店舗を持つて国民の需要にこたえ得るという組織は、これは民間のほうではまねができません。これは民間のほうであらうかと思ふ。また、現在保有しております生命保険の契約件数は四千三百万件でありまして、これは民間二十社が営んでおります無審査保険の総件数と大体匹敵しておる、むしろ民間二十社の無審査保険でございまして、その総数と大体匹敵している、こういう膨大な契約件数を持つておるというふうなことからいまして、傷害特約を運営していきまします手間といましか、手数いわず事務費といふものは、相当切り詰める面におきまして有利な条件をそろえておる、かように思ふ。したがいまして、民間の傷害特約の保険料よりも、だいぶ切り詰めた安い保険料でやれるはずでございます。目下最終的なものではございませんが、いま詰めておる段階でございますけれども、保険料も民間よりも安くする。民間ではたしか十円につきまして月額三十円、年額三百六十円というのでございまして、簡易保険というように聞いておられますけれども、簡易保険といましては、月額二十円ぐらい、年額二百四十円ぐらいでおさるようになります。

○西村尚治君 作業を進めておるわけでございますが、これは法律の公布の日からさつそくスタートするということですか、もうすでに準備ができておるのじゃないですか。その辺いつごろ結論を出すのですか。

○政府委員(竹下一記) ほとんど準備完了でございますが、この傷害特約の実施は、九月一日を予定しておりますので、それに最終的に間に合わせるたいと考えております。

○西村尚治君 私の勘違いでした、それはわかりました。

そこでこの制度、傷害特約方式ということになっていくわけですが、言うまでもなく純然たる傷害保険、ですから親保険がなくても、単独でも契約できる。単独方式というものが採用できないものかどうか。いまのお話によりますと、農協のほうにはすでに踏み切ったということですが、簡保も思ひ切つてそこまで踏み切ったほうが取りやすいのではないかと、また、公衆の要望にも応じられるんじゃないかという気がいたしますが、それはどうですか。

○政府委員(竹下一記) 単独方式でいくか、私どもの予定しております特約方式でいくか、やり方が二つあるかと思ひまして、事務的には両者のことを相当比較、検討した次第でございます。結論をさきに申し上げますと、特約方式でいったほうが、保険料は安上がりになるという点が一番大きい理由でございます。特約方式に踏み切つたというところが第一点でございます。

それから第二点は、この傷害特約の制度は、従来の簡易保険と違ひまして、中身がかなり複雑であります。郵便局あたりの事務処理がかなり従来のものに比べますとむずかしい面がございます。したがって、新しい仕事を始めるに際しまして、なるだけやさしい、手がつけやすいやり方で仕事を開始したほうがよろしいんじゃないか、こういうふうに考えまして、特約方式に踏み切つ

た次第でございます。しかしながら、御指摘がございましたように、主たる契約と保険金額を合わせられるという問題、つまり百万円なら百万円の傷害保険に入りたい場合には、百万円の生命保険に入らなければ、その傷害特約がつけられないという問題がございます。その点傷害保険のほうはおもにほしい、傷害保険のほうはほしいのだ、生命保険よりも傷害保険のほうはほしいのだ、これは生命保険はいい、傷害保険がほしいのだ、こういう希望、要望を持っておられる方々に対しましては、この制度は若干期待はされなくなるという点もございまして、今後、この点につきましては、運営いたしました後の実情をよく観察いたしまして、単独方式といたしまして、これはいまだめだということでは捨ててしまつたわけではございません。どちらかやりやすい方向でやろうということでは特約方式をとつたわけではございまして、単独方式でも決してやれないこともない、かように存じますので、今後の宿題として検討をしたいと思います。

○西村尚治君 そういった点もひとつ今後十分検討してもらいたいと思ひますが、それから保険業界もこの春でしたか、いよいよ資本の自由化ということになったわけですね。それに対抗する関係もあらうかと思ひますが、民間保険会社では、いろいろ新種保険の創設を相競つてやつておられます。聞くところによりますとアメリカなどでは保険の種類が一千種類ぐらいある。何というのですか、あるパンフレットによりますとかいふところに手の届くような保険のあり方になっておる、そういう形の保険、外国資本、そうして強大な資本力、こういうものが上陸してくるということは、これは確かに強敵ですから、民間保険がいろいろ新種保険等を創設になつて一生懸命になる、これは当然だと思ひます。加入者の立場から、大いにがんばつてもらいたいと思ひますが、簡保は別に民保と競う必要はないと思ひます。また、できるだけ競合は避けるようなたてまえのほうがいいと思ひますけれども、しかし、簡保は簡保としての立場

から、その新しい時代の流れにマッチした、国民の要望に適した新種保険、こういうものをやはり今回傷害保険を始めるようになったわけで、これはけっこうですけれども、さらにそういう新種保険を研究し取り上げる御意向があるのかないのか、私は大いにやってほしいと思いますけれども、その辺についての御見解を伺いたい……。

○政府委員(竹下二記者) 新種保険を開発して大いに国民に提供したいと考えているわけでございます。その手始めといたしまして、このたび傷害特約を手がけたわけでございますが、傷害保険が軌道に乗りましたならば、この次は新しい種類の保険、国民の皆さんが要望しておられる保険をさらに開発しましてやってまいりたいと存じております。

○西村尚治君 それはいま頭にあるというか、検討中のものというのがあるのですか、差しつかえなければ御披露願いたいと思います。

○政府委員(竹下二記者) これは予算要求ではすでに出した保険種類でございますが、学資保険というものがございまして、これは諸般の事情で、このたびは見送ることになりましたが、来年度以降においては、これをまず手がけたいと思っております。それから疾病保険というのがございまして、これは傷害保険に非常に似た保険でございますが、傷害のほうはいわゆるけがであります、疾病のほうは普通の病気であります。けがと病気の違いはございまして、いずれも医療の対象になり入院をして治療に当たるといふ点におきましては非常に似た内容のものでございまして、疾病保険といったものをまずやるべきではなからうかというふうなことを考えております。さらに、いま民間業界におきましてもいわば手薄な面で国民生活にとってきわめて大事な面、これは災害に対する救済ということでありまして、日本は地震、火事、そういった災害の国でありまして、非常にそういう事故の発生が高いにかかわらず、それに対する保障というものはきわめて低劣でございます。簡易災害保険といったようなものでは

きないものかどうか、これは保険としてはきわめてむずかしい保険でありまして、簡単にはいりませんけれども、なんとかしてそういうものを開発できないものかというふうなことを考えております。

○西村尚治君 それでは、次に最高制限額の問題に移りますけれども、今度二百万円に引き上げるということになっていくわけですね。現在の生活水準、物価水準、こういった点から見ますと、最高制限額二百万円ではまだ必ずしも十分と言えないのではないかと。無審査保険の限度額としては、三百万円くらいまでいってもいいのじゃないかというふうに思われるのですけれども、その辺についてちょっとどういうふうな見解ですか。

○政府委員(竹下二記者) 御説のように当初私も三百万円程度に引き上げていたのだかといふことを考えておりました、それで臨んだわけでございまして、諸般の事情がございまして、と申しますことは、民間保険、生命保険業界の限度額が今日二百五十万から二百万でございまして、その中でも大手のほうはこの業界のシェアが大きい、過半のシェアを持つていられる大手会社はいずれも二百万であります。中小のほうが二百五十万、こういうふうな実情もございまして、そういう民間のほうのバランスをとりまして、このたびは二百万でよろうではないかということとでその線に落ちついた次第でございまして。

○西村尚治君 それからもう一つの改正案の骨子であります保険料の計算基礎ですね。これを法律からはずすことになっておるわけですが、これは提案理由の説明を見ますと、「社会経済事情の推移に即応して、すみやかに保険料を改正する等の必要がありまゝ」と、云々と書いてあります。これは御趣旨はよくわかりまして、賛成ですが、現在の簡保の保険料は、あれはいつきめられたものですか。だいふあれから年月がたつんじゃないかと思ひますが、こういう法律改正をはかられたのにあたつて、近々にも保険料の改正というふうなことを考えていらっしゃるのか、どうなのか。でき

れば考えてもらいたい。で、最初、この民保との比較におきまして、商品魅力の問題、保険局長お触れになりましたが、そういった問題にも関連するわけですので、できればそういったことも考えてもらいたいと思ひますが、御意向ありやいなや、ちょっとそれを伺いたい。

○政府委員(竹下二記者) ただいまの保険料は簡易保険法十八条にございまして、昭和三十五年に厚生省が発表しました第十回生命表によつて保険料を計算してございまして、これは昭和三十年の国勢調査の結果出した生命表でございまして、したがって、現行料率はざつと十年ばかり経過したことになります。最近十二回生命表といふものが厚生省から出されました。これはごく最近でございまして、それによりますと御承知のように日本人の寿命はかなり延びております。逆に申せば、死亡率が低下してきておるというので、従来の第十表、第十回生命表にかへまして、十二回生命表を採用するに、その方向で、ただいま作業を進めておりますが、なるだけ早い機会に保険料を下げたい、かように存じております。

○西村尚治君 それじゃ伺ひますが、簡保の資金ですね、資金が四十三年度末では一兆七千六百数十億というところ、これはたいへん膨大な金額ですけれども、これが財政投融資原資に回されて、多くの役割を演じておることはけっこうだと思ひますが、ただ財政投融資原資としての、何といひますか、そういう方面からくる制約が強過ぎるために、運用利回りの向上といったようなことで、いろいろこれが障害になっておる。これもいふまでもない事実だと思ひわけですね。最近、いろいろ苦勞なさつておると思ひますけれども、簡保積立金の運用利回りはどの程度になっておるのか。まあ民保、農協の生命共済などはどうなつておるのか。その比較においてちょっと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(竹下二記者) 四十三年度の簡易保険の総資金の利回りは六分六厘になりました、これは

はごくわずかでございまして、郵便年金の原資も含めまして、総利回りが六分六厘ということとでございまして、実はこの数年非常にわずかながら利回りは高まつてきております。一厘程度つづつこの数年間高くなつてきておまして、六分六厘に相なつておりますが、これは簡易保険の運用の歴史の上でいいますと、実は最高の利回りになつておるわけでございます。片一方、民間のほうは、このほうは実は最近いろいろの証券界の事情等を反映いたしまして、利回りが落ちておまして、八分を割りまして、七分七厘か八厘程度に、これは民保の運用上の歴史からいへば、最低の、どん底の線になつておるわけでございまして、今後このカーブは上がると思ひますけれども、ごく最近におきましては、いま申しましたように下がつておる。それでも簡易保険の利回りに比べますと、ざつと一分一厘程度は高い、こういうわけでございまして。農協につきましても、これはいろいろのものがどんぶり勘定でやられておるわけでございまして、数字を私は明らかにすることはできません。

○西村尚治君 運用利回りが除々にでも上がつていくことはたいへんまたけっこうだと思ひますが、それに関連して資金の運用対象ですね、大ざつぱりでいいですよ、有価証券に何一〇%、地方公共団体の貸付金等に何一〇%、その大体の比率をひとつ。

○政府委員(竹下二記者) 四十四年四月末日現在の数字を申し上げますと、積立金合計額は一兆八千五百億というわけでございまして、それがごく大まかに申しまして、地方公共団体に対して六千八百億でございまして、総資金の中のざつと三七%、それから政府関係機関に対する債券及び証券貸し付け、それから特別法人、これは政府関係機関に類似するものでございまして、これに対する債券の引き受け、及び証券貸し付け、これを引きつるめまして六千六百億程度、総資金のざつと三五%程度になつております。あと国債であるとか、地方債でありますとか、電力債、そういったも

のございしますが、総資金の九割九分まではすべてこれは公共資金といいますが、財政投融資の対象に融資されておる次第でございます。お話しにございまして、最近債権に対する融資の額が逐次ふえてきておまして、これはそういう方向で努力をしておる次第でございますが、七分、それ以上の債券を極力財投の融資の場合にも、簡易保険のほうに取り込むように努力をいたしておりまして、その金額を詳しく申し上げるいまあれはございせんが、逐次ふえてきておまして、それが全体の利回りを上げるのに役立つと、かように存じます。

○西村尚治君 有価証券のほうは逐次ふえてきておるといふことですけれども、これをさらにさらに、まあ金額、件数ともに年々増高しておるわけですから、こちらが努力したうちの何割は優先的にそつちへ回すのだというふうな話合いでもつづけるくらいの気持で、有価証券のほうに回すように努力をしてもらいたい。それがひいてはさらに運用利回りを上げることになる。利回りを上げることにすると、正味保険料との関係で、この簡保の保険魅力は何というか、強めることにもなるわけですから、ぜひ有価証券のほうへもう少し重点を指向するような御努力を、いままでもなさっていると思ひますが、今後とも願ひしたい。と同時に株式です、株式もやたらに投資というわけにはもちろんいかんわけですが、確実に有利な株式、たとえば公共事業の株式です、ガス会社とか、電力会社、そういうところの株式も、簡保として運用対象に持てるような御努力もひとつ願ひしたいと思ひますが、どうですか、その辺の見通しは。

○政府委員(竹下一記君) 公益事業の株式の保有をやつたらどうかというのですが、できたらそうしたいと思ひます。さらに株式がちょっとあぶないといふことであれば、やはり公益事業の社債、これをまずやらしてほしいというわけでございます。電車事業あるいは飛行機あるいはガス事業、水道、そういった公益事業の相当確実なる社債が出回つておりますから、このほうを持たしてくれ

ないかというわけでございますが、これは実は運用法の改正を要するわけでございます。二、三年前から法案をつくることを試みておるわけでございますけれども、諸般の事情で実行ができせんが、ぜひともそういう方向でやりたいと考えております。

○西村尚治君 ひとつ御努力をお願いしたいと思ひます。

それから余裕金ですけれども、積立金は八兆何千億あるといふことですが、余裕金のほうは年間どれくらいになっておるのか、最近。

○政府委員(竹下一記君) 余裕金は年度初頭はゼロでございます。それから毎月ふくらんできて、年度末に最高に達する。四十三年度におきまして、たしか二十四百億くらいになったかと思ひますが、しかし、この余裕金でなくなりまして積立金になりまして、しばらくの間は資金運用部に預託されておる。つまり一年間は資金運用部に預託されておる。こういったのが実情でございます。余裕金の金は根拠として、一年中大体見当として千七百億くらいのもので、資金運用部に預けられておる。絶えず千七百億程度のものは一口に余裕金、余裕金といつておりますけれども、預託されておるといふ姿になっております。これは実は預託利子は最高に回しまして六分とまでございまして、利回りの確保という面からいいますと、痛いわけでございます。

○西村尚治君 余裕金はおっしゃる通りに資金運用部に預託するようには義務づけられておるわけですが、しかも、それが最高六分にしか回らない、金額は千七百億、これはまさに膨大な資金だと思ひます。ところがこれは申し上げるまでもないと思ひますが、特別会計の余裕金とは全然本質が違つておる。将来の支払いに充てるために積立準備されておる。こういう資金が大部分で、いわば一種の積立金、これを一般会計の余裕金と同じように六分です、最高が、にしか回らないという形で、資金運用部に預託されておる、義務づけられておるといふ

のは非常に不合理だと思ひます。数年前郵政審議会の答申にも同じ問題が指摘されております。これは非常に不当だから、すみやかに簡保の余裕金を直接運用できる方途を講ずべきだといふ答申が出ておるわけですが、この線に沿つて努力なさつておると思ひますが、どうですか、それを最近折衝されておるのか。

○政府委員(竹下一記君) 余裕金はおっしゃいますように、簡易保険の場合は将来の支払い準備に充てらるべきもので、積立金でございますので、その方向で運用すべきだと思ひます。それが筋だと思ひますけれども、いかんせん資金運用部資金法という中で、たゞいまお話がございましたように、ほかへの運用まかりならぬという大きな柱があるのですから、やむなくがまんをしておるわけでございます。たゞこの問題につきましては、関係の方面に向かつて折衝をしておるわけでございます。なかなか、しかしながら壁が厚いと思ひます。と申しますのは、この問題は簡易保険だけの問題でなく、郵便貯金にも波及します。最近資金が非常にふえてきております。厚生年金であるとか、国民年金の運用の問題にまで発展するといふようなことがあるようにございまして、なかなか壁が厚いわけでございます。それで、私も、それができなければ六分という利回りをもうと上げてもらえないか、六分自体が、少しこれは一般の預託利子に比べますと高くしてあるわけですが、特利がついて、六分になっていくわけですから、本来ならば四分五厘しか回らないわけでありまして、したがって、特利六分でないで、六分五厘くらいの特利をつけてくれませんか。そうしたら、われわれは資金運用部に従来どおり預託するといふことを続けましよう、こういう折衝も同時にやつておるわけでございますが、なかなか抜きがたいものがございます。苦勞しておる次第でございます。

○西村尚治君 この余裕金の問題、それから先ほど申しました運用範囲拡大の問題、御努力なさつておるけれども、なかなか壁が厚い、その御苦心よくわかります。これはほんとうは事務的段階の折衝でなくて、より高度な政治的な立場での折衝が絶対必要だ。これがなければ、なかなか打開できないと私も見ておるわけですが、最後に、その点につきまして、河本郵政大臣の御努力を特にお願いをしたいと思いますけれども、大臣の御見解を承りまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) 運用利回りをよくするということは、私は簡易生命保険事業の非常に大きな問題点だろうと思ひます。御指摘のような点を十分参考にさせていただきまして、今後とも努力をしてみたいと思ひます。

○鈴木強君 きょうは事業団の武田理事長にお忙しい中をおいでいただきまして。

最初に簡易保険郵便年金福祉事業団の最近の経営について若干お尋ねしたいと思ひます。

御承知のように、簡易保険郵便年金事業団は昭和三十七年の四月二十七日に創設されておりますので、ちょうど満七年を経過しておると思ひます。われわれはこの事業団の設立に対し、本委員会においてもこの審議に参画をいたしましたのでありますが、設立の趣旨と目的というものを見ますと、この第一条に定められておりますように、「簡易生命保険及び郵便年金の負う使命の達成に資するため、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうこと」にあると、こうなつておりますから、ねらいは加入者の福祉施設を設置すること、その運営を適切かつ能率的に行なう、ここにあったと思ひます。事業団を設立するまでは、もちろんこれは郵政省が直接これらの加入者に対する施設の設置や運営はやつておられたわけでありまして。しかし、この事業団に移管をしてやらしたほうがなお効率的、能率的、経済的にやれるという御趣旨にあったと思ひます。

そこでお尋ねしたいのでありますが、そういう趣旨に沿つて一年間経営をやられた結果、具体的に事業団でやつたほうが国が直接やつておつた

す。しかし、その後郵政職員との間で具体的に待遇がどうなっているのか、ましてや夜も昼もなく働く従業員の待遇はどうなっているのか、ここのらについては、われわれ五年、七年の間なかなか聞く機会もありませんでした。ですから、今日の人の足りないときにたいへんなそういう従業員集めにも苦勞されていると思いたすけれども、そこいらのやはり問題は、ただ精神訓話をしたところだめだと思ふんです。だから、待遇改善等について、これは予算の中でやるわけですから、非常に御苦心が要ると思いたすけれども、まずそういうところをちゃんとしなければ、いかに口でサビス精神に徹するとか、前だれ精神に徹するとか言ってもその実現は不可能であると私は思っていますわけです。これは程度問題ではあると思いたすけれども、そういった御苦勞はあるのじゃないですか、率直に伺いたすんです。

○参考人(武田功君) まず第一に、そのサビスのことでござります。私も御指摘のようにいろいろな機会を見て訓練をしておりますが、たとえば施設的に見ても、正面玄関に入りましてなるべく明るい感じを与えるように、それからまたフロント業務も、少ない人員ではございましてあるいは普通の窓口形式をとるかとかいろいろふうをいたしまして、そのところで、まず入口で不快な気持ちをお持ちにならないようにしたいと、こういうふうにやっております。

それから訓練関係でございしますが、採用にあたりましては、これはこういうようなサビス業でございまして、十分それに合うような人を選考いたしまして、そして開所までに必ず一週間十分訓練をし、それから他の既設の施設にも見学をさせるとか、また年一回こういう人達を特別訓練するとかやっております、十分その服装なども感じのいい服装というふうにしてやっております。

それから待遇関係でございしますが、これは発足当時にできるだけいい人に来てもらう。かつまた

引き続いてよく働いてもらうようにということ、当初組み立てられておりました方針を踏襲いたしまして現在やっております。試みに一、二事例を申し上げますと、大体初任給基準を中心にしてみますと、高校卒の場合は、事務の関係でございまして、私のほうの事業団で二万三千三百円、おそろくこれと同じような職種ではないかと思いたすが、郵政関係でございまして、二万二千円となりまして、また特に、御指摘のような一番お客に接する寮母とか接客事務員と私も申ししておりますが、接待関係の女子従業員、これあたりは、高校卒二万五千三百円、おそろくこれも他の一般公務員関係でやっておりますところの類似施設の職員ですと、二万円になるかならぬかではないかと承知しております。そういうぐあいにできるだけ創業のときの体系をくずさないようにとつとめておる次第でございまして。

○鈴木強君 そうしますと、要員の面においてはまずまず、要員確保、これは問題ない、こういうふうには理解していいですか。

○参考人(武田功君) 所によりまして最近の人手不足を反映いたしまして、なかなか採用難の所もございまして。ただ幸い、私のほうは全国的に施設を持つております関係で、比較的人の採用をしやすいた所に応援を求めまして、そちらで採用して回してもらうということ、かなりやりくりしなればならない所もだんだんできてまいりました。

○鈴木強君 それはわかりました。非常にいろいろこれからなお問題があると思いたすけれども、待遇の点もあわせ考えながら運営に支障のないようにぜひ御配慮をいただきたいと思いたす。

そこで、あとから少し詳しく伺いたすが、この加入者ホーム、保養所センター、診療所、大体この三つの施設だと思いたすが、それぞれの施設から得られる収入ですね、収入によって支出がまかなわれていると思うのでありますが、そのほかには郵政省からの交付金があるわけですね。これはどうなっておりますか。大体収入によって支出に充てられる分は、総体の経費のうち何％くらい

になつておるのか、その点はどうか。

○参考人(武田功君) この事業団運営の方針いたしまして、これが御案内のごとく、加入者への利益還元という意味が非常に強ございまして。また反面、事業のPRという面にも大きくその役割を持つておると承知しております。したがって、この運営経費のそもそのためたてまは、簡保特別会計から交付金をいただきまして、それで運営をし、そうしてその収入は各施設からの収入として計上するということになっております。で、四十四年度のいわゆる業務費は三十一億三千万円、まるめましてそういうふうになります。これに對しまして業務収入をいたしまして、ホーム、センター、診療所等からあがつてまいりますところの収入は八億六千万円ということでございます。まして、その他の部分は交付金として簡保特別会計から二十五億九千万円いただいておるといふわけでございます。したがって、その支出と収入との運営費の関係をどう見るかという問題、なかなかむずかしい問題でございまして、大ざっぱに申しますと、運営経費の点から見まして、ホームでございまして大体二割程度のカバー率だと思いたす。またセンターでございまして約四割近くのカバー率、今度は診療所は、これは巡回診療のごときは、ほんとうに無医村地帯等に参りますのでこれは無料でございます。したがって、こういう無料サービスもある関係から、約一五、六割と御了解いただいていいのではないかと思いたす。そういうふうには、この事業団運営の経費は、交付金として、特別会計からいただいて、こういうわけでございます。

○鈴木強君 その点は平均すると、パーセンテージよくわかりませんが、大体最高四割ですね。あと二割五分くらいだと思いたす。あとは交付金、これは当然のことでしょう。それを交付金を入れたの独立採算制でしょうから、施設からあがる収入というものは、その期待できないと思いたす。そこで、三十七年四月に発足した当時から見、現在の事業団の事業量というものは一体どの程度

にふえてるんですか。大まかにいつて何倍くらいになつてゐるわけですか。

○参考人(武田功君) 一つの例を出資金にとつてみますと、三十七年度は十四億四千万円程度でございまして、それが四十三年度は二十四億程度でございまして、これは年間の出資金でございまして、で、トータルいたしまして、現金、現物出資を合わせまして百二十六億七千万円に相なっております。したがって、職員の数からみましても、発足当時五百数十名でありましたものが、現在約一千六百名になつておりますので、大体規模としてはそのくらい大きさと存じます。

○鈴木強君 かなり事業量はふえておるわけですが、この間、事業団の組織、機構上の改変というものはなかったのですか。

○参考人(武田功君) これは、組織のほうは本部と施設に分かれておりますので、本部で申し上げますと、当初は部制をとつておりましたけれども、二部でございまして、それが理事が兼務しておりました、昨年来事務量が非常にふえたので、専任の部長を置くということにいたしました。また課も昨年一課ふえまして、現在では八課二室という組織になりましたので、本部機構も若干ふやさざるを得なくなつております。それから施設のほうは、これは施設規模に従ひまして、ほとんど大体どの施設も大同小異でございまして、その長以下二十数名というところが標準になつております。

○鈴木強君 八課というのはいずれですか。総務部の秘書、総務、会計、これ三課ですね。それから事業部が事業管理、建設、それから企画室ですか、あと八課というのはいずれですか。

○参考人(武田功君) 失礼いたしました。さつき私八課と申しましたが、六課でございまして、で、総務課と経理課と用品課、これで三課、それから事業部のほうは、事業課、管財課、建設課、それから秘書室、企画室、それから監事の下に監事室と、こういうふうになつております。

○鈴木強君 そうすると、あれでしよ、五課三

室ということでしょう。

○参考人(武田功君) 六課三室でございます。

○鈴木強君 もう一回言ってください。

○参考人(武田功君) 総務課、それから経理課、用品課、それに秘書室を入れましたものが総務部でございます。それから事業課、管財課、建設課、それに企画室を入れました事業部でございます。そして、あと監事の下に監事室。

○鈴木強君 わかりました。

それから役員の間では、理事長一、理事三人以内、監事一とこれは変わっていないんですね。

○参考人(武田功君) さようでございます。

○鈴木強君 そうすると、その面における事業量の増大に伴う役員増というものは、これはいまのところ必要ないのですか。

○参考人(武田功君) 現在の上で続けていくといと考えております。

○鈴木強君 理事三人以内というのは、これは最初から三人任命しておったのですか。

○参考人(武田功君) さようでございます。

○鈴木強君 現在のままやり得るということとは、当初は案だつたという事ですね。もう出資金にしても十七億が二十四億になり、資産を入れて百二十六億になったわけですね。それから要員も一般職員の場合は三倍以上ですね。事業量もかなりふえていると思いますが、必要ないということとは、当初は人数が多かったから案だつた、こういうわけですか、最初から三人任命しておったとすれば、そう言えますね。三人でなくて一人なら別ですが、そういうことですか。

○参考人(武田功君) 当初はやはりいろいろと創立のための仕事があつたかと思ひますので、当初から役員は全員任命されております。ただ事業量はふえましたけれども、いろいろと政府の御方針もございまして、私どももなるべく上のほうは少数で一生懸命努力をしよう、こういうことではなばつておる次第でございます。

○鈴木強君 そういふ点が実際に運用されてみて、あなたのほうでこれはやるわけですかね。実際

にいまの理事長以下、理事三人、それから監事一人では大へん荷が重いなら、これを率直にやはり理事をふやすとか、あるいは監事にしても、特に経営の内容について、これは監査もあるわけですから、そういうことはあなた自身が一番よく知つておられるわけですから、政府に遠慮しないで、足りなかつたら荷が重いということをはつきり言うべきですよ。われわれから見ると、最初からそうなる、非常に甘い人員でできたんだと思うんですよ。幾らふえてもいいのかと、こういう限度の問題もありまして、そういう印象を受けますから、やはり全体の事業の発展に伴つて、その体制を強化していくということは当然なことですよ。ですからその点はもう少し検討してほしいと思ひますね。

それからさつき四十四年度の施設から上がる収入は総予算の中で何%になるかということとを私伺ひましたが、四十四年度で理事長お答えになりましたが、できまして、過去五年間ぐらいでいくらですか、さかのぼつた決算の面で実際にどうであつたかということとを資料で出してもらひたいと思ひます。

○委員長(永岡光治君) 資料を提出願えますか、武田理事長。

○参考人(武田功君) 四十三年度の決算はまだ出ておりませんので、目下作成いたしました上で本省に御報告申し上げることにしておりますが、その他の資料はのほどお届けいたします。

○鈴木強君 それから施設の点ですが、現在加入者ホームは十三カ所です、これは全部完成をして、さらに増設をするという計画はないのですしょうか。

○参考人(武田功君) 現在運営いたしておりますのが十三カ所でございます、非常に増設の御希望も多くございまして、私どももふやしたい、こういうところからただいまのところ和倉と白石のホームを一部増設をいたしまして目下工事中でございます。近く六月中あるいは七月にその増設分の利用開始ができる運びでございます。それから

四十四年度ではとりあえず熱海のホームの増設の予算を承認いただきましたので、約千数百坪の部分を増設したいと、こういうことで目下計画を進めております。

○鈴木強君 これは既設に対して増設をするということですか。

○参考人(武田功君) さようでございます。ただ熱海の場合は木造建物の部分がございまして、防火上も非常に危険でございます。したがって、熱海の部分は一部分改築を含めての増築でございます。

○鈴木強君 まあ、それもあれですけども、私が聞きたかつた趣旨はさらにこの設置の場所をふやす計画がないかということとを聞いたのです。

○参考人(武田功君) これは当初立てました第一次長期計画がほぼ四十五年度で達成いたしましたので、昨年来郵政省というところと御協議申し上げて、第二次の長期計画を立てていくというやうな状況でございます。これはまた検討いたしておりますので、私どももホームに重点を置くか、センターに重点を置いていくか、またその他の施設に力をつけていくか、この点将来の問題として検討中でございます。

○鈴木強君 保養所センターは現在幾つになつていますか、全部で。

○参考人(武田功君) センターは現在運営中のものが三十でございまして、それから四十五年度で完成いたしました利用ができますようになりますのが十四でございまして。

○鈴木強君 四十三年度中に開設予定をしておりました十勝川以下十一ですか。これは全部完成をしたわけですか。

○参考人(武田功君) 四十三年度の予定というお尋ねでございますが、大体ほとんど完成いたしましたので、一、二カ所が四十四年度に入つておると記憶しております。

○鈴木強君 加入者ホームでも一カ所どこでしたかな、四十三年度中に開設予定になつておつたのだが、おくれたのではないですか。それから四十

三年度中には十勝川、米沢、大洗、富山、諏訪、焼津、鳥羽、坂出、遠照山、日南、指宿、この十一カ所です。これは全部できたのですか。次年度に繰り越すということはなかつたのですか。

○参考人(武田功君) ホームのほうには、そういうことはございましてしたけれども、センターのほうは米沢、それから一関、竹原あたりがたしか四十三年度予定しておつたかと記憶しております。

○鈴木強君 おたつのほうの資料で私は質問しているわけですけども、一関とか竹原というのは四十三年度にはないでしょう、開設予定の中には

○参考人(武田功君) これはたしかこの運営計画の中にさう書いてございまして、当初はその予定で進めておつたという意味でございます。

○鈴木強君 こういうのがあるでしょう。これの事業要覧のページ数書いてないけれども、保養センター一覽表、診療所所在一覽表というのがあるでしょう。この中に既設十九、建設九というのがあつて白まるは建設予定センターとあるでしょう。これを数えると十勝川から米沢から数えて全部で十一ある。それが全部できたか、一関とか竹原というのはいないでしょう、白まると思はるでそこにあるでしょう。

○参考人(武田功君) たしか先生のいまお示しの表は、これは大体の予定を書きました表でございますので、この中で建設の落成がおくれしておりますのは米沢でございます。

○鈴木強君 一関、竹原というのはいつのやつですか。

○参考人(武田功君) これは四十四年であつたかもしれません。訂正いたします。

○鈴木強君 そうすると、加入者ホームの観音寺の建設中というの、これは四十三年度中に無事完成をしたわけですね。

○参考人(武田功君) さようでございます。

○鈴木強君 わかりました。

そこで、今後この保養所あるいは加入者ホーム

あるいは診療所というものを設置する場合の基本的な設置計画ですね。これは利用者の利用見込みとの関係があると思いますが、そういうふうなものはおきめになっておるんでございまして、か。たとえば設置の基本計画といいますが、それには利用見込み、設置基準、施設の規模、こういうふうないろいろな問題があると思いますが、そういうものはまだこれからのものはおきめになっておらないですか。

○参考人(武田功君) 先ほどもお答え申し上げましたように、四十五年度で前の計画が一方所できますので、今後の分といたしまして、これから長期計画を郵政御当局と御協議申し上げて、その上で立てていきたいと考えております。

○鈴木強君 これはいつごろにわれわれに見せてもらえますか、計画は。

○参考人(武田功君) なかなか長期計画でございまして、いろいろと甲論乙駁ございまして、私どもできるだけ早くに立てたいと思っておりますが、あるいは早急にお話し合いがまとまらなければ、場合によりまして明年度の予算要求という形で、郵政省にお願いすることに相なるかもしれません。

○鈴木強君 これは郵政省のほうは何かひとつ腹案を持っておられるのですか、現段階において。

○政府委員(竹下一記君) 将来の計画につきましては、事業団とも十分打ち合わせをいたしまして、これは最終的には大臣がおきめになるということになります。その仕事の運び方でございますが、ただいま理事長の話がございましたように、できるならば来年度予算に間に合うように長期計画を立てたいと、かように存じております。

したがって、まだ具体的なものが出ておりません。ただいま本省のほうで考えております。その一つは、従来の加入者のための福祉施設は高齢者の人を対象にした施設が多かったわけでありまして、ホームにしまして、センターにいたしまして、ただいまのお話がありましたように、大抵四十六年度には全県一カ所という当初の

目標が達成ができませんので、そうしますと、そのあとは青少年向けの施設というものを考えていったらどうかという、これはまだはつきりとしていないという決定を見たわけではありませんが、腹案としてそういうことを考えております。

○鈴木強君 これは大臣もいらつしやるので、できるだけ早く長期計画を立てていただいて、それから年度別にどうするか、四十五年度からということになると、四十四年度の予算には少なくとも大体の全貌くらいは明らかにしておらなければならぬと思うのです。この点はぜひひとつ御配慮をいただきたいと思うわけでありまして。

それから、まあ理事長からお話があったように、幸いにして、保養所にしても、加入者ホームにしても、火災等の災害は発生をせずに済んだと思っております。これは非常に皆さんの御苦勞だと思っておりますが、お話しが聞くより前にお答えいただきまして、あるいは大火に對してあるいは地震に對してそういう非常に災害に對する防災対策というものについては、かなり積極的の施策をしていただいていると思っております。たいへん私は敬意を表するわけですが、さらにひとつ消火器等が一体どの程度配置されておるかよくわかりませんけれども、ホームやセンターの規模によっても違いますが、少なくとも一つの基準はあると思っております。消防法等にあると思いますが、そういう点だけにとららずに、なおかつできるだけ消火器等の増設とか、避難施設の充実とかあるいは待避訓練とか、そういうものについても積極果敢な施策を立てていただきたい。これを私は強く要望しておきます。

それから加入者ホームとか、保養所の宿泊費、その他の利用料金というのは、これは運営委員会にも諮問されると思うのですけれども、現行宿泊料というのはいつづつたのですか、そしてこれを改訂する必要はいまのところはないわけでしょうか。

○参考人(武田功君) 宿泊料、それから食事料でございますが、本年の四月に利用料金の改訂を行

ないました。それからまた食事料金関係は、昨年の十月に改訂をいたしました。大体昨今の物価高でも、食費関係もやっているといたしたつもりでございます。

○鈴木強君 非常にけっこうです。それからこの際、ひとつ時間があまりないようですから、資料でけっこうですから、後ほど出していただきたいのですが、加入者保養所の特に利用状況と、お話しがありましたような利用者の平均年齢ですね。こういったものも少し知りたい、われわれが簡易保険に入っておる加入者の一人として、保養所を使おうとしても、なかなかこれは込んでおりまして、サービスがいいから込むのでしょ

う、いいことですね。けれども、そういうわけでなかなか申し込んで簡単には受け付けられないという状況もあるのですが、大体申し込んで使えないのは二カ月か三カ月くらい前でないといふとだめじゃないですか、場所によっても違ふと思っておりますが、そういうふうなところが大体どうなっているか。

それから所長さんの任命ですね、これはひとつの基準があると思うのですが、どういうふうな基準で任命されておるのか、これもあとで資料で出してもらいたいと思っております。

次にもう少しこまかいことで恐縮ですが、この機会に伺っておきたいのですが、四十二年末診療所は二十九カ所あるようですが、私は、この簡易保険診療所というものが、非常に郵便年金や簡易保険の利用者の人たちに喜ばれておるものだと思うのです。特に災害の際における非常出勤等医療班の派遣等については、非常に好評を博していると思うのですが、問題は、この大事な診療所の運営について各診療所とも内容を見ますと、内科だけやっているとところがほとんど、二十カ所、内科と歯科をやっているところが五カ所、内科、歯科、眼科が二カ所、内科、眼科、外科、これが一カ所、大体こういうふうなわけで、総合病院的なものはわずかに京都にありますだけですね。非常に診療所の内容を見ると、アンバランスがあるわけ

です。しかし、診療所の所長さんは当然お医者さんだと思っておりますが、こういうお医者さんの確保の問題とか、あるいは看護婦さんとか薬剤師、こういった人たちの確保についてはうまくいっているのでしょうか。これは通り一べんの世間並みの待遇だったらなかなかいい先生が来てくれないと思ひますね、その辺の御苦勞はあると思ひますが、どんなものでございましょうか。

○参考人(武田功君) 最初の利用状況でございまして、後ほど資料をお届けさせていただきます。ただ年齢別とか、そういうこまかいことになりましたと、私どものほうの統計が不十分でございまして、御意にかなりかどうかわかりませんが、できるだけお届けいたします。

それから診療所の規模でございまして、これも御案内のこと、郵政省時代にすでにできましたものを引き継ぎました施設でございまして、当時の内科、歯科あるいは内科、外科とか、そういうふうな形で現在も進まざるを得ない状況でございまして。

医師の問題は、これはもう御指摘のようにたいへん困難を感じております。特に地域的に、たとえば医科大学のないところ、あるいはこちらの立地条件の悪いところ等でもって、これは非常に苦心しておるところでございまして。なお医師の処遇につきましては、初任給基準等を見ますと、決して他の公立病院、診療所に劣るものはないと思ひます。けれども、何ぶん診療所内の施設とか、研究の機会とか、いろいろ条件が重なりまして、お医者さんの問題はほんとうに悩んでおる次第でございまして。ただおっしゃるような、もっと総合病院的なものにするかどうかということは、これは非常にむずかしい問題でございまして、今後よく検討させていただきますと思ひます。

○鈴木強君 この点は大臣にもちょっと意見を伺っておきたいのですが、診療所の設立の趣旨というの、非常にこれは崇高なものであるし、けっこうですから、これを内容を充実し、さらにできるだけ無医村等にも診療所を設置していくという

四十三年三月二十六日に答申をされたこの内容より一歩も問題を発展させないで、この考え方で今後進んでいいのかということです。

○政府委員(竹下一記者) この特色ある簡易保険とするための方策に關する答申が出ましたのは、昨年の三月でございますが、その当時の時代的背景といえますが、その当時からしてすでに資本自由化の問題はかなり燃えてきておったわけであります、日本の保険業界にも遠からず自由化の波が押し寄せてくるというわけであります、民間の保険業界は生命保険も損害保険もあけて黒船來たるところで、その対策に非常に大わらわらになってきつた時代でございます。そういう時代の中で出された答申でございます、ただいま御指摘がありましたように、資本自由化、それを受けて保険業界にはかなりの競争が出てくる。各社が體質改善を急ぎ、経営努力を重ね、各社間で相当激しい競争が生み出されてくるというようなことも予想いたしました、さればこそ簡易保険はその中に処してどう生きていくかという点について、この方向づけを見ていただいたわけでございますが、今日の事態を見越しての答申でございます、ですから、相当尽されておると思うのでございまして、この一年の間に民間では新種保険が二十二種類出ておるということもございまして、かなり情勢というのはやはり変化がございまして、この答申を基礎といたしまして、さらに最も新しい最近の情勢というものを私どもは十分觀察して、その中からいろいろと進むべき方向というものを求めていかなくちやならないと、かように存じます。この中には、新種保険として六種類ばかりのものを例示してございますけれども、これだけでは今日も十分でないかもしれぬものであります、さらにこれ以外のことをも勉強していかなくちやいけないと思います。

○鈴木強君 わかりました。まあそういう客觀情勢の國際的な變化についてもおよそ想定をして、その上に立つてやったということですから、この

点わかりました。私も、まあ抽象的には書いてありますが、具体的にそのいう点が明らかでなかったものですか、もう一歩くふうをするような余地があるのではないかと、こう思いましたから、伺ったのです。

そこで四十二年三月二十六日のこの郵政審議会の答申ですね、この答申に沿って今回傷害特約というものを出してこれらに思うのですが、この答申の内容について先般民間保険会社のほうから生保、損保を含めて強い反対の意見が出されておることを御承知だと思ひます。おそらく大臣のこともそういふ請願、陳情がいつておるのではないかと申すのでありますが、この反対理由を私も拝見しますと、こんなふうに書いてあります。自由主義・資本主義体制を基本としてわが国において、保険事業は民営を原則とすべきである。しかるに審議会の答申は、わが国の保険の普及は、人的保険も物的保険もまだ十分といえない状態にある点に鑑み、国営と民営とを問わず、任意保険は事業の特徴を生かし、それぞれ責任と創意により、相ともにその普及につとめるべきである。一そう新しい生命保険の開発につとめることも、さらに損害保険の分野にも進出することとが望ましいと述べているが、これは明らかに国営事業が既存民営事業の分野に進出して競争をいどむとするものであり、民営保険の補完的役割りという国営保険本来の分野から逸脱したものであり、世論の要望に逆行したものだ、こういうふう述べておられます。ですから、率直にいつて新しい審議会が出しました特色ある簡易保険について反対なんである、こういう趣旨だと心得てゐるわけです。それで私はなるほど民保側があるいは損保側が言われるような考えの基礎の中に一応うなずける点がある。そのところを私は聞きたい。というのは、大正五年に簡易保険が創設され、当時は社会保険制度はその芽ばえすらなかった、かつ生命保険の普及ということも一部のものに限られて、大多数の国民生活はまことに不安なものであった、これは事実だと思ひます。この

ような社会経済情勢のもとにあって、国民生活の安定と福祉の増進のために、小口生命保険として無診査、月掛、集金、こういふ政府独占という形で簡易保険というものがスタートしたわけでありましたが、その後独占が廃止され、簡易保険は民間の保険とそれから農協生命共済、こういふものとも競合する関係になっておりました。それから社会保険制度というものもある程度整備をされてきた。したがって、設立当初の社会政策的性格は薄れていったという、こういうことは言えると思ひます。ですから、そういうことは言えると思ひます。ですから、そういうことは言えると思ひます。ですから、そういうことは言えると思ひます。

大正五年に創設されたこの簡保の設立の趣旨というものは大きく変わつていかなければならない、時代に即応して。そういう点をばつきりしてやばり民間保険あるいは農協生命共済ですね、まづこういふ方々にも競合の趣旨を理解していただいて、その長所を生かして、非難し合うのじやなくて、お互いに国民の福祉のために保険の一つの大きな政策を掲げる必要があると思ひます。その点に対するPRがへたです、十分についてない。国民自体もよくわからない。こういう中でございますから、この辺に対して、私はもつと大胆率直に時代の要請に伴つてこの簡易生命保険というものは、どういふんだという答申の趣旨等ももう少し的確に国民に周知させるということをやつてほしいと思ひます。この民間保険の反対運動に対して、大臣としては一体どういふふうな考え方で対処しておつたか、また、今後していくつもりでしようか。

○国務大臣(河本敏夫君) 民保からの激しい反対運動があるというところはただいまのお話のように私もよく承知しておりますが、しかし、国営保険である簡易生命保険事業には依然として社会保障がある程度充実いたしました現在においても、その使命はあると思ひます。しかし、国営保険でございますから、広く国民一般を対象とした

しまして、年齢の制限あるいはまた職業の制限、こういうものも民間保険の場合は非常にシビアにやっておりますが、簡易生命保険ではそれが非常にゆるやかである、ほとんど全国民を対象としておる、こういうこともあります。さらにまた、その余剰金はあつて社会資本の開発に充てられる、財政投融資に充当せられる、こういうことをいふのは依然として大きいと思ひます。PRが不足ではないかという御指摘でございますが、その点は確かにあつたと思ひます。

それから申しおりましたが、一番当初の御質問でございます。自由化時代を迎えて一体どう対処するんだ、こういうお話でございます。要するに自由化時代を迎えて対処する基本的な方針というものは、結局加入者の条件を他の民間の生保あるいは農協の生命共済というもののいつても対抗できるように、また外国資本の出してくる条件よりもいつても負けないようなそれだけの力をたくわえておくということが私は根本の問題であらうと思ひます。それで先ほど来、西村委員からも御指摘がございました運用利回りの問題、この問題が非常に大きくクローズアップされてくるわけでございますし、さらにまた簡易保険事業の内部における機械化、合理化の問題、これもまだまだ十分であらうと思ひます。これが私は民間に比して不十分である、こういうことも考えております。あるいはまた新種保険の開発、さらにまた保険金額の問題、こういう問題はいろいろあらうかと思ひますが、要するにいつても対抗できるように加入条件を出し得る力を養ふということとが自由化に対処していく最大の道であらう、かように考えておる次第でございます。

○鈴木強君 いま後段にお述べくださいました自由化に対する対策は、私も全く大臣と同感に思ひます。ですから、そういう方向に簡易生命保険というものをずつと方向転換をしていく必要が何よりも先決問題と思ひますから、そのくふうをやは

りやるのが大事だと思ひます。そこで、いろいろ民保からそういう反対もあるようですけれども、現在郵政省が把握されております資料でおわかりでしたら教えてもらいたいと思ひますが、日本の全生命保険の中で、民保と農協の生命共済と、それから簡保とのシェアの割合は大体どんな程度になっておりますか。

○政府委員(竹下二記君) 契約件数のシェアを申し上げますと、簡易保険は大体二、それから生命保険、民間のほうは七、農協が一、大かたのシェアとしてはそういう言えるかと思ひます。ところが戦前におきましては、これが逆であつたわけでありまして、簡易保険が七であつた時代がございました。ですからそのシェアは逆転をいたしております。いま申し上げましたのは、ただし民間保険のほうには有審査を含むわけでございます。無審査だけをとり上げますと、数字が若干変わつてまいりますが、それにしても、民間のほうが無審査保険総数を取り上げましたと、大体四千七百七万件から四千八百七万件くらいは件数としてあるようでございます。それに対してわがほうは四千二百七万件の保有でございますから、絶対数から申しましては、民間のほうが多いというわけでありまして、金額は、これは民間のほうには有審査保険をやるといふのがたまたまです。これは戦前から民間のほうに契約金額として見れば大きかつたわけでありまして、民間のほうが入、わがほうが二であつたわけでありまして、そのシェアは今日も大体同様でございます。

○鈴木強君 この民間保険にない、簡易保険だけに特色的にやつてゐるというものはどういふものがあるのですか。
○政府委員(竹下二記君) 終身保険というのがございますが、これは実は民間にはございません。この保険は非常に安い保険料で入ることのできる保険でありまして、これは簡易保険創業以来五十数年間専売してきたわけでありまして、これは経済的に恵まれない一般の人たちが入りやすい保険であると言へると思ひます。

それから保険の種類としては、ただいまほかに簡易保険独特のりっぱなものはそれ以外にはございませぬが、実際の契約の実態をながめてみますと、先ほど大臣からお話のございましたが、年齢制限という問題がありまして、民間保険のほうは御承知のように六歳までは入れないわけですが、それから五十五歳を過ぎますともう生命保険には入れない。ただし、これは無審査のお話を申し上げているわけですが、会社によりましては五十歳になればもう無審査保険に入れないわけでありまして、簡易保険はその点零歳から入れる、それから六十五歳まで入れるというわけでございます。参考までに数字をまとめたものがございまして、申し上げますと、零歳から六歳までの加入件数、それから五十五歳を過ぎて六十五歳までの加入件数を合計してみますと、ざっと千五百万件ばかりあるわけですが、これは総保有件数四千二百万件のうちの三割強——千四、五百万件というものは、実はこれは民間保険会社に入ろうとしても入れない人たちが相手をしていただきまして簡易保険が加入を引き受けて加入させているということでございます。そして、そういう年齢制限というものはわがほうは非常にゆるやかであるということ、それから職業による制限というものがございまして、そういう点について簡易保険は一視同仁でございまして、職業による差別を設けていない、こういってところは国営保険としての特色があらうかと、かように存じます。

○鈴木雄君　ですから、民間保険が言っているように、確かに競争関係に入ったということは事実です。事実ですけれども、やはり簡保には簡保としての特性というものがございまして、魅力があるわけですから、そういう点を十分にやはり宣伝することも必要でございまして、これくらいいろいろとそういう点について御苦労をいたいただくわけですが、必ずしも競争することが悪いことではなくして、競争することによって国民側から見るとよりよいサービスが逆にちやうだいできる、得られると、享受できると、そういう点

もあると思うのです。ですから、やはり自由競争時代ですから、そういう意味において、大いに競争し合つてよりよい保険を、大臣がおっしゃいますように簡易保険として国民に提供していけば、簡保の前途はそんなに悲観するものでもないし、いろいろな制限があつて民保等にも入れない部面には簡保がさらに努力するとか、そういうふうにお互いに理解し合つていけば私は十分やり得る事業だと思ふのです。そういう意味において、これからいろいろと私がお聞きするような、たとえば保険料率の問題等もひとつと民保と比べて有利なように、還元の方法についても有利な方法を考へてやるのか、そういう全般的な御考慮の中で簡保というものは十分に前進していく、私はこう判断をするわけですが、この点についての今後ひとつ御配慮をお願いしたいと思ふのです。

それから今度の提案されております法律改正の中身についてこれから若干伺いますが、まず、四十三三年三月二十六日の郵政審議会の答申の中に、傷害、学資、疾病というふうに、たとえば保険金増額保険、団体定期保険、簡易災害保険、こういうふうな新しいサービスをやつたらどうかというので答申がなされておりますが、この中で今回傷害保険だけを取り出してきた理由、これは先ほど西村委員からお尋ねがあつたように思ひますから、私はそう詳しくは伺いませんが、当初このほかに郵政省はたしか学資保険でございまして、何か、何かもう一つぐらいやりたいというお考えのように承つておつたのですが、これが遂に認められないで傷害保険だけになったのですが、しかも単独でなくして特約という方向で認めていただいた。客観情勢が何か非常に問題だとかいいますけれども、端的に言つて何が原因なんですか。これが全部やれない原因はまあいろいろあるとして、同じことになると思ひますけれども、特に学資保険あるいは傷害保険というものを二本だけ長期計画でやろうとしたのが、最初から押えられたというのとはどこにあつたのか。客観情勢といつたて、たいへん抽象的でわかりませんから、ずば

りひとつこれは聞かしてほしい。

○政府委員(竹下二記者)　当初予算要求をいたしましたときは、傷害保険と学資保険と出しましたのでございまして、折衝の途中で関係方面といろいろ話をいたしました、学資保険はやらぬというのではございませぬ。実施を一年延ばすと、こういうふうな話がついたわけではございまして、これは二つともやつてやれないことはないでございまして、が、傷害保険のほうをいろいろ準備に着手を、いろいろ勉強しておりますと、傷害保険は特約方式でやるにいたしましたもなかなか手がかかる保険であります、郵便局でこの保険の取り扱いに習熟してもらつたために、またうまくこれを運営してもらつたために、このたびは傷害保険だけに専念すると、で、これを軌道に乗せまして一年おくれから二年おくれでございまして、傷害保険をうまくこなしたあとで学資保険をやつたほうがむしろ郵便局も助かるというふうに判断をいたしました。さういふことになったわけでございます。

○鈴木雄君　どうも竹下さん、理屈が合わないのだな。最初に傷害と学資を二つやうとして出したわけだ。ところが、関係方面、どこか知らぬが、どうもさういふことになったので、よく考へてみたら、一ぺんにやるのは無理だ、それから傷害だけにしたという、そんな話は通用しません。それだけの分析ができなかつたのか、最初から、もし、傷害と学資とどつちかやるのが無理だとすれば、なぜ傷害だけに最初からしほらなかつたのですか。それは学資保険がだめになつた理由をつくるために言つてあるお答えだとか私には受け取れないのです。わが国の生命保険事業というものは、これは監督官庁はどこだ、大蔵省。そうすると、大蔵省が反対したわけだ。大蔵省が反対し、その上に民間保険がああいう反対声明を出して、簡保にさういうような新しい種類の保険をつくられたのじゃかなわぬ、だから押えようじゃないかという政治的な動きがあつて屈服したのじゃないか。はつきり言つてもらわなければ

ばどこが問題だつたか、私どもにはわからぬですよ。そんな反対するものは理解がないのだから、もつともつとあなた方勇気をもつて簡易生命保険の特質を述べ、事業が両立していけるのだという努力をどれだけしたでしようか。そういう省をあげての民間保険に対する対策なりやつた上で、どうしてもやりたかつたのだけれどもだめだつたと、はつきり言つたらどうですか。そんな最初からやりたかと思つて省議できめて、予算折衝をしておる間に押えられてだめになつたから、今度考へてみたら両方は無理だなんて、そんなことをわれわれに説明をしたって、そんないいかげんな答弁じゃ納得できないのです。

○政府委員(竹下二記者)　予算要求をいたしました、それからいろいろと関係方面と折衝をしたわけでございますが、そのときの情勢をはつきり申し上げますならば、傷害保険一つでもとることとはなかなかむずかしい実情でありまして、二つ要求したら二つとるべきなんでありまして、お話のように、とれないというところは努力が足りないというところでございまして、その当時の実情を申し上げますと、一つもとれないのではなかつたかと思はれるような情勢でございまして、かつ、先ほど申し上げましたように、一度にやつてやれないことはないけれども、少し無理がある。万が一消化不良を起こしますと、二つともうまいぐあいに運営がいかなくなつてはいけません。ということを考へまして、まずは安全をも見なし、一番要望の強い傷害保険にこのたびは第一着手として着手する、それをかちとるということ、これは省をあげてやつたのであります。非常な努力をいたしまして、一つかちとつたというわけでございます。

○鈴木雄君　それならば、あなた方が最初から情勢分析に甘があつたことだ。途中まで二つやろうと思つて一生懸命きめてやつたけれども、どうも一つしかとれそもないので、ここで質問されると、一つつづれたのは、よくよく考へてみたら、どうも二つやるのはむずかしいという

か、消化不良になりそうだ。消化不良になるかならないかは最初二つきめるときに、もう少し長期展望で考えるべきでしょう。そうでしょう。そういうつじつまの合わない話をしても、ここは幼稚圖じゃないからちよつと納得できない。どなたさすが聞いてもそうだと思いますよ。われわれがなげにこんなことを端的に聞かかというのと、やっぱり私はこの答申を支持する立場にあるのです。さつきも大臣が言われたように、簡易保険の特質を生かして、国民の理解と納得の上に、しかも民間保険の諸君にも理解をしてもらいながらやれる要素があるわけですからね。ですから、自信をもってやるべきなんです。ところが、何といたって反対するのは大蔵省であつたらうし、あるいはその背景には民間保険というものがあつてしょう。たとえ、あとから私が聞き

ますと、三百万円を考えているそうだが、今度五十万円保険金を上げるといつているが、一体何ぼに保険金をしたらいいのか。パナナのたつき売りではないけれども、百万、百五十万、二百万、二百五十万、三百万、こんな出し方ないですよ。私が言うならば、最初から簡易保険の金額というのはここだということをはっきりしておいて、長期計画で、それじゃそこに達するにはどうするのかというよりなちゃんとした基本線一本持つてこななければだめですよ。科学的にそういう基本のあれで何ぼだという根拠があるなら、私はそれを示してもらいたいと思いますが、そういうふうに、もう少しこの問題についてもどこに、ネットワークがあるのか、それについては、国民とともににわれわれは理解と納得を得る努力をやつていかなければならない。われわれが間違つたことを言うならば、シャッポを脱げばいい。できないならできないで、たいへん世間をお騒がせしまして申しわけございません。そうじゃなく、前へ進むしかない。われわれははっきりそれを知っておかなければならない。皆さんは同じ政府機関ですから、大蔵省に對して遠慮するかもしらぬ、あるいは民間保険の

方に遠慮するかも知れぬ。その気持ちはわかりますよ。しかし、そんなことは抽象的に関係方面だとか、客観情勢だとか言われてみたって、われわれにはぴんとこないのですよ。だからして、私はそういう問題を解決するために、そのネックを明らかにし、そのネックをやはり直すためにやろうとするからして聞いているのですよ。端的に、やはり自分たちのやったことについて情勢判断が甘かったと、——これは人間のやることですからあやまちもあるでしょう。情勢分析も足りなかったかも知れぬ。それは端的に言ったらどうですか。何か自分がやったことをいろいろな角度からして正しさを実証するような、そういう話をよくおやりになる、国会でも。私はそういうことは大きらいです。もつと男らしくぴちっとやったほうがいいですよ、どうですか。

○政府委員(竹下二記者) 情勢判断が若干甘かったかもしれませんが、この問題は事務的なレベルと申しますか、事務レベルでなかなか推進ができなかった問題でございまして、非常に、逆な言い方をしますと、二つ要求を出したので一つとれれば、三百万円出したので二百万円とれたと、こう言うたいへん申しわけないのでありますが、手利元就じやございませんけれども、そういうた面もやはり事務レベルで進まなかった状態でございましたので、事務レベルで事を分けて話をして落む場合ですと、こういうことはいたしません。はつきりと要求を出してそれをかちとるという順序が踏めたと思うのですけれども、そういうたような情勢でございましたので、こういうちよつとかつこうの悪いことになったわけでございますので、御了解を願いたいと思います。

○鈴木強君　まあ保険局長はなかなか言つてもら
いたいところを言わないで、言つてはどうかなと
私らが判断するようなことを平気で言うわけだ
な。どうも私も小役人をしておつたから大体わか
るのですよ、あなたの言っていることは。百とい
うと三百ぐらいふつかけておかなければいかぬ。
だから、政府の資料なんというものは當てになら

ない。何を言っているのか、中身なんというものはつかめないのですよ。うそをやつては分析作業で適当にやる。そうしなければ、こういう実現不可能なものを根拠にしてうそをつくという、これはしょうがないけれども、要するに時代に適合しないような大きいものをとるために、無理に基礎算定をしてもつてやってやるというのは、これは郵政省だけではない、大体そういう方向でやるものだから非難を受けるのですよ。これは私は言うべからざることであったと思うのですが、大臣とうですか、これは事務レベルではどうにもならなうのですか、これは事務レベルではどうにもならなうのですか、そうなると、やはり私が申し上げたような民保からの突き上げ、それを受けた大蔵省の反対、これだったのじゃないですか。それを押えることができなかった、こういうことじゃないですか。

○国務大臣(河本敏夫君) お尋ねの問題はなかなかむずかしい問題でございますが、最後までもめられた問題でございますが、不幸にいたしまして、先ほど局長が申し上げましたように、今回は傷害保険と学資保険を比べますと、そのウエートは傷害保険のほうがはるかに大きいということで、一応はことをおさめたわけでございますが、しかし、来年は引き続きまして疾病保険と学資保険、これはぜひ実現をしたいと、かように考えております。金額も私はいまの時点では三百万円が妥当なところである、二百万円は実情に合わない、こう思います。むしろ、二、三年もたてば三百万円が五百万であつてもいいのではないか、こういうふうにすら考えておりますので、来年はぜひ三百万円を実現すべきである、こういうふうに考えておりますので、

以上の点で御了承いただきたいと思ひます。
○鈴木強君　よくわかりませんけれども、このぐ
らひにしておきましよう。
それから今度の法律改正で、非常に大事な点が
改正になっておりますから、それを伺ひたいので
すが、今度は簡易保険法の十八条と十九条を一本
にして、十九条は削除されますが、そうして十八

条にまゝめたようですが、問題はその中身です。十八條は、「保険料の計算の基礎及び被保険者のために積み立てるべき金額の計算の方法は、官報で公示しなければならぬ。」、こういふふうになりました。したがって、法定されておりました十八條、十九條というものは消えていくわけですね。そこで、簡易保険法第六條との関連で伺いたいのですが、この大臣が定める「ところにより、しかもそれを今度は官報に掲載する」ということで、法定事項から大臣権限に移っていく、計算の基礎と積立金計算の方法がですね。これは第六條で保険約款で定められることになっていますね。この点はさうですね、保険約款で。したがって、この保険約款というものは郵政審議會の議を経てきめるることになっていますね。したがって、現在の保険約款は、これは郵政省告示で出されているものです。

これを挿見しますと、約款六条八条ですが、この中に十八条、十九条と全く同じ文句があるわけですから、この中に同じものが、ですから、法律的には、約款そのものの中にはこれが入っているわけですが、約款そのものの中にはこれが残るわけです。約款は郵政審議会の議を経てやるということになりますと、どういふものを今後基礎にして計算しますか。これは新しい時代に即応して最近民保がやりましたね、十二社でしたかね、やりました。こういうふうなものが出ていますが、それとの関連でどうですか。約款には残るわけですね。これは新しく郵政大臣が郵政審議会の議を経てきめるものは約款の中にちゃんと残っていく。したがって、国民は、官報にも公示されるから、この法律にはなくても、すぐわかると、こういう仕組みになるもの

でしようか。

○政府委員(竹下二記者) おつしやるとおりでございます。約款に残ります。約款は郵政審議会の議を経まして約款改正ができるというわけでございまして、いまでも年に数回郵政審議會は開かれておりますし、その議を経まして臨機の改正ができるというわけでございます。

○鈴木強君 それから、私もちよつと不勉強ですが、ここで教えてもらいたいのですが、積立金計算の方法のところが十九条の中にある「チルメル式」というものについてですが、これはちよつとよくわからないのですけれども、これはどういう方式なんですか、教えてもらいたい。

○政府委員(竹下一記者) 保険数理の問題に属しましてたいへんむずかしいところのようでございますが、非常に簡単に申し上げますと、保険料の中には保険金を払うために充てられる純保険料部分と、それがございまして、それと同時に、事業を運営するために必要な諸経費、事務費、こういったものがございまして、保険料の中にはそういう部分も見込んであります。簡易保険の場合ですと、平均しまして保険料の中の二〇%の部分はこの事務費に充ててもよいという付加保険料ということになっております。ところが、事務費の使われ方でございますけれども、全部の契約が同じように事務費を使っておるか申しますとそうではございませんで、つまり新しく契約を締結するときの事務費というものが一番かかるわけでございます。物件費もかなり増し、また募集手当などというものをかさねていけませんから、初年度の事務費というものが一番かかるわけでありまして、これを年平均の二〇%でおさめるというところはといてまいりませんので、これは何力年分かの事務費を先食いするわけでございます。初年度の事務費として先食する。それを私のほうでは五年チルメルでやっておりますから、五年たつた後においてはもととの状態に返る。つまり五年かかって横還をしていく。先食いしたものを五年がかりでもとに返していくというようにやります。五年目にはあるべき二〇%の付加保険料の中でちゃんとおさめると、こういう仕組みをやるのでございまして、これをチルメル方式と申しております。これは簡易保険だけでなく、保険会社はみなこの方式をとっております。ただ、チルメルの期間を五年にするか、十年にするか、あるいは二十年にするか、全期間中チルメルにするか、いろいろやり方はございまして、先食いをするというようなどございまして、チルメル期間というものはなるべく短いのが望ましい、早く正常な状態に返つたほうがよろしいということで、五年チルメルを目下やっておりますので、これは今後もうそういう方向でやつてまいりたいと思つております。

○鈴木強君 これはちよつと私もよくわからないのですけれども、何か図に書いてもらつていただければわかりやすく説明してもらえませんか。次の機会にでもちよつと図に書いて御説明していただければいいか。まあ概念的にはわかりましたけれどもね。

○政府委員(竹下一記者) たいへんむずかしい学問的なことにもなりますので、そういう略図も書きますし、今度は専門家を、数理のオソリテイを一人連れてまいりまして御説明させていただきます。

○鈴木強君 チルメルというのはどこかの人の名前をとつたのですか。

○政府委員(竹下一記者) ドイツの保険学者の名前であると思つております。

○鈴木強君 それじゃ、機会は別に委員会でもよくいいんですが、私はわかりませんので詳しく知りたいと思つております。これは私の不勉強の恥さらしになるわけですが、一回教えていただいたほうがいいと思つております。ほかの委員の方は知つていらつしやるようですから、私のほうだけでもなんでしょうので、私の部屋のほうでも教えていただきたいと思います。

それから傷害特約制度が設けられるために、第六条の四号が改正になります。で、四号は「傷害特約を附することができない場合に關する事項」というのが入るわけですね。それとこの簡保法第十七条の二項の「保険金額は、(傷害特約に係るものを除く)保険契約一件につき十萬円以上でなければならぬ」と、これとの関連ですがね。

○鈴木強君 第六条の四に「傷害特約を附することができない場合に關する事項」というのがあるでしよう。こういうのは、郵政審議会のほうで、約款ですから、約款の中にこういうのが入つてくるわけだから、それはどういふことなのかと、内容は。

○政府委員(竹下一記者) 極力傷害特約をつけて差し上げたいというのには、われわれの趣旨だと思つていただきたいと思います。契約の内容によりましては、やはり特約をつけることは不適当であるということがございまして、そのことを約款ではつきりとして、ちよつとよくわからないからこれを教えていただきたいと思います。

○鈴木強君 ちよつとよくわからないからこれを教えていただきたいと思います。

○政府委員(竹下一記者) まず後段の問題ですが、その趣旨は、傷害特約保険金については最低限を設けたいという趣旨でございまして、それはどういふわけかと申しますと、傷害保険金は、傷害の程度に應じて段階をつけてございまして、一級は十割、五級は一割というわけでありまして、たとえば十萬円の保険に入りました場合、一萬円の傷害保険金が出るわけでございます。一萬円といふこともこれは最低限でございますから、傷害保険につきまして最低限をかりに十萬円という一般の基準に当てはめてみますと、傷害保険は最低が、一割分が十萬円ということになると、最低百萬元入らなければ最低十萬円という基準に合わない、こういうわけでございます。

○鈴木強君 第六条の四に「傷害特約を附することができない場合に關する事項」というのがあるでしよう。こういうのは、郵政審議会のほうで、約款ですから、約款の中にこういうのが入つてくるわけだから、それはどういふことなのかと、内容は。

○鈴木強君 ちよつとよくわからないからこれを教えていただきたいと思います。

○鈴木強君 ちよつとよくわからないからこれを教えていただきたいと思います。

○鈴木強君 ちよつとよくわからないからこれを教えていただきたいと思います。

○鈴木強君 ちよつとよくわからないからこれを教えていただきたいと思います。

○鈴木強君 ちよつとよくわからないからこれを教えていただきたいと思います。

○鈴木強君 ちよつとよくわからないからこれを教えていただきたいと思います。

○鈴木強君 ちよつとよくわからないからこれを教えていただきたいと思います。

○鈴木強君 ちよつとよくわからないからこれを教えていただきたいと思います。

ういう保険にはもう特約をつけましても保険料の支払いはおそくできないでしょうと、こういうことを見越して特約はつけません。それから、基本契約ですね。生命保険基本契約がもうあと一年未満で満期がくるという契約がございしますが、これには同様の趣旨をもちまして特約はつけません。それから、保険料免除になった契約があるんです。高齢者免除としまして、二十年経て七十七歳になった場合、それから八十歳になった場合には、もう保険料をとらないということになっております。それから、被保険者が十歳未満の場合に、保険契約者、つまり保険料を負担しておる人が廃疾になった場合、保険料もいただきません。こういう契約が相当あるのでございしますが、そのように、もう基本契約について保険料を徴しない契約については、この傷害特約もつけない。これは事務の簡素化ということをやらうと、さようにいたそうとするものでございします。

○鈴木強君 それはもう大体いまお話になったような点は約款上の成文化はできているのです。それをひとつ次の委員会にいただませんか、内容等について。

それから第十七条の二の点についてまだよくわかりませんが、一回伺いますが、簡易生命保険金額は傷害特約に係るものを除き、保険契約一件につき十万元以上でなければならぬ。要するに(傷害特約に係るものを除く)ということが入ったわけですね。傷害特約については十万円以下でもよろしいというわけですね。いま伺っていると、保険金については生命保険が十五万円なら特約のほうも十五万円、同額だと言ってきたわけですね。そうなりますと、なぜ一般保険は十万円以上、傷害保険特約について特に十万円をはずしたということは、たとえば既契約ですね、現在私が入っているのは七万円しか入っていません。そういう場合には、七万円の傷害特約をやろうと私が申し出た場合に、やれるというふうに私は理解しておいたのです。この条文は、そうではないのですか。いま言ったように一方は十万円、一方は

二万円でもいいとか、傷害特約の種類ですね。要するに、どういふものが幾らかということがわかりませんが、こういう疑問が出るのですが、このまま約款の中に入るのじゃないかと思いますが、もしそういうものが成文化されているならば、わかりやすい資料として出してもらえないでしょうか。そうしないと、この法律の条文改正だけでは実態がわからないから。私はそう想像して、なるほど契約の場合に適用させるためだと思われけれども、あなたの言っているのは、一方は、傷害保険であるからいろいろあるし、十万円もあれば十五万円もあるというように、百五十万円も二百万円も両方一緒にした。——保険金は、いままでちがはぐにしたのじゃないと言ってきたじゃありませんか。

○政府委員(竹下一記者) 最高限のほうは基本契約と傷害特約の金額は同一なんです。ただ申し上げましたのは、最低限につきまして一般のほうは十万円を線を引きませんが、傷害特約につきましては線を引きません。こういうわけでありまして、普通の例で申しますと、十万円までは一般の生命保険に入れますし、同時に十万円の傷害特約をつけることができます。ただしその場合、傷害特約の保険金は、十万円といふのは、最高の傷害保険金でありまして、傷害によって死亡する、あるいは死亡同様の傷害に至った場合に対して十万円が出るのです。一番軽い傷害は一刻ということがありますから一刻の傷害保険金が出る、これはそういうわけでございます。おわかりいただけただけでしょうか。

○鈴木強君 必ずかしこく言わないで。そうすると、一方生命保険のほうは、ほかの保険は、傷害を除いた保険は十万円以上でなければならぬ、十万円以下というのはいないわけですね。そうすると、傷害特約については十万円以下もあるというのです。そういうのは、最高が十万円なら十万円というものが特約の最高ですか、私よくわかりませんが、保険金額最高十万円ですか、十万円というのはいないのですか。最高十万円であつた場合には、ほかの保険金額は十万円以上な

んです。十万円以上にあわせると、十万円以下というものは、十万円以下なんという保険金額はないわけでしょう。ただ私の心配するのは、既契約に対する分についてさかのぼってできるかどうか、これもはっきりしてもらいたいのですが、そういう傷害保険特約の内容というものがさっぱりわからぬから、こういう抽象論みたいになつてわかりにくいのです。

○政府委員(竹下一記者) やはり傷害特約の特殊性からきていると思います。普通の保険は終身保険にしろ、養老保険にしろ、保険金は一定額でございまして、百万円なら百万円、十万円なら十万円というのが一般の保険の保険金でありますからわかりやすいわけですが、傷害特約につきましては、保険金がさまざまある、幾つもあるというわけがあります。十万円の傷害保険金に入つた場合、十万円のこれは傷害保険金であります。それから七割の傷害をした場合には七割の七万円を保険金として差し上げることがあるのですが、この七万円もやはり保険金ですね。一万円も保険金である。保険金が幅が広いわけでありまして、最低を押えるのは意味がないじゃないか。逆に、押えますと、かりに最低十万円だところ押えますと、傷害特約をつける場合には最低が十万円ですから、つまり一割の保険金が十万円ということになれば、これは最低の保険金ですから、死亡する、あるいは死亡同様の傷害を受けた場合はこれは百万円なんですね。そうすると、百万円入らなければ最低限を十万円にするという一般基準に合わないということになるわけでありまして、説明がへたくそでおわかりにくいと思いますが、実は傷害特約の給付保険金がそういう幾段階にも分かれています。そういうところから問題でございます。

○鈴木強君 わかりました。そうすると、私がたとえば入る場合に、最高二百万円生命保険に入るとして、特約も二百万円と同じ額で入るわけですね。だけれども、片目を一方つふしたときは、あなただけの保険金は幾らですか、足を一本なくした場合は幾らです。というふうに傷害の程度によって払う保険金は違うわけですね。しかし、実際最高のもは、要するに生命保険金の額と同額にする、こういうわけですね。それならばよくわかりました。そういうことがわからぬのですから、二本立て、三本立て、四本立てになつてしまふのだ。最高が百五十万と言ふから、何か聞いてみると、保険金六万円も七万円もあるようなことを言うものですからよくわからぬ。だから、こういうものは資料早目に出すべきだ。そうすればそんなむだな時間を費やさなくて済むんだ。私は十万円以下となつてから、どうも頭の中に保険金同じだという観念しかなかったからおかしな感じが、一方が十万円以下、一方が十万円というのはおかしいのじゃないかと考えてあなたに質問してみたわけですね。その点はわかりました。ただ、そういうことが成文化されておるならば、さっきの問題とあわせて次の委員会までひとつ資料として出していただきたいと思います。

それから、新しい傷害特約の契約をいよいよすることになるのですが、大体昭和四十四年度中には、九月から始めてどの程度の契約予想というものが考えられるのか。その件数と額、大体の予想、それから四十五年度にはどの程度か、そういうことはおわかりでしょうか。

○政府委員(竹下一記者) 九月からのといいますが、新規契約でございしますが、九月から年度末までは普通の生命保険を二百六十万件という予定にいたしております。その中で七五%について傷害特約がつくのはなからうかと考えてまして、そういたしますと、ざっと二百万件ばかりが傷害特約つきの保険になると、かように考えております。また一方既契約がございしますが、これは四千万件でございまして、相当数が多いのであります。十万円以下の傷害契約がこれまた多いというように、これも見積もりでございしますが、五十万件ばかりが特約つきの御要望があるのではなからう

か、合計二百五十万件ぐらいの特約つきになるのではなからうか、かように見込んでおります。

○鈴木強君　そこでね、少しこの保険加入者サービスの点で伺っておきたいのですが、簡易保険と民間保険との保険料の差、これは一体どういふふうになっているのでしょうか。民間保険のほうでは還付金は、年度決算をして利潤があつた場合に、それは毎月の保険料から相殺をしてくれますね。

簡易保険の場合はそうじゃなくして、満期支払いとか、保険金支払いのときに、その分を加算してやるようになっていくわけですね。ですから、にわかには月額について比較することはむずかしいと思ひますけれども、一体民保と簡保との保険料というものはどの程度の優位性があるかということを知りたいと思ひますがね。

○政府委員(竹下一記者)　簡易保険も民間保険も、スタートのときの保険料率は大体一緒でございます。同一——似たような保険種類につきましては大体同じ保険料で両者ともスタートするわけでございますが、お話のように民間のほうは毎年の決算をいたしまして、剰余金を配当いたしまして、保険料から差し引くという操作をいたしておりますので、毎年保険料が下がっていく。それに対して簡易保険は、最終配当でございまして、保険料は標準保険料である、もう最後まで同一の保険料で通してしまふわけでありまして、そういうことでありますので、民間と簡易保険との配当の比較あるいは保険料の比較ということとは、実は正確には技術的にいろいろ問題がございまして、正確な比較はできかねるわけでございますが、しかし、できるだけ推測をきかせてみますと、簡易保険の場合は、まず第一やはり資産運用という面で遜色がある関係で、保険料につきましては、この配当を差し引きましたる保険料、正味保険料と言ひますが、正味保険料の比較において見ますと、これまた保険種類、加入年齢等によつて千差万別ではありますけれども、民間の正味保険料に比べますと若干の割り高になつておる。数字的にはどうだと言われましますと、ただいま資料の

持ち合わせがございませぬけれども、これは保険種類によつていろいろ違ひますけれども、若干わがほうは割り高になつておるわけでございます。○鈴木強君　若干の割り高になつておるといふことですが、そういう比較検討の資料というものがとれなくてできないのですか。どういふことでですか、原因は。

○政府委員(竹下一記者)　資料はできるだけとつております。それで推算も極力詰めておりますが、何ぶんにもわがほうにとりましてあまりいい数字でないものから、実は出さないわけでございます。簡易保険はそれだけでは実はありませぬし、配当の面で、保険料の比較ということももちろん加入者サービスの問題でありますけれども、簡易保険の場合は、先ほど来お話がございまして、加入者に対する福祉施設というふうなことに相当の経費を投じておりまして、これはいわば簡易保険の専売特許であつて、民間保険が絶対追隨のできないものでありまして、こういう形の配当もあるわけでございます。それからまた先ほど申しましたように、年齢制限もありませんし、職業制限もありません、そういう特典もある。それから不慮の災害で死亡いたしました場合には、保険金を倍額にするという制度を持つておるのでございまして、民間にはそれもないといつたような、加入者サービスにつきましてはいろいろな要素があるわけでございます。ひとりの保険料の比較だけでは、わがほうはそつちのほうで、足りない面は別の方面でこれをカバーするといふことで経営努力をいたしておるといふこともございまして、みずから積極的に正味保険料の数字を出していないわけでございます。

○鈴木強君　御腐心のほどはわかりましますし、正直に言われたとおりだと思ひます。この点は、ただ資料というものは取り方ですから、いまあなたがおっしゃつたように簡易保険事業団を通じて福祉施設というものが他の民間保険に比べることのできないくらいのものでございまして、こういうことですから、四十三年度二十四億円の一応交付

金を簡保にやつておるわけでしょう。ですからそういうものと設立の趣旨等を含めていろいろ要素を、ファクターを入れてみれば、たとえば一割損か二割損かよくわかりませぬけれども、損といふか不利といふか、だから、そういうために発表しないといふことでなく、やはりはつきりしておれば、そういうものも加算して何か、対外的には決して民保に比べて保険料サービスは、その差はないのだというふうな宣伝は私はできると思ひます。それはうそじゃないですよ、ただ分かれておるだけであつて一緒にすれば、二十四億やらなければその分は還元していくのですから、理屈上は問題はない。そういう取り方もできるじゃないですか。それから根本的に、平準化して簡保の場合には配当というものを考えている、最終確定配当。ところが民保のほうは月別に還元している。だつたら簡保のほうでもそういう利潤、剰余金というものを月別に還付することはできないものなのかどうなのか、そういう点までやはり検討されておると思ひますけれども、どうなんですか。○鈴木強君　それは総合的な判断をして、民保と比べて簡保は遜色なしと、同レベルであると、こういうふうにはPRできないものでしょうか。

○政府委員(竹下一記者)　一切がさうい入れました総合的なながめた場合には、簡易保険は決して遜色はないと自信を持つております。だが正味保険料だけの比較を取り上げてみた場合には、先ほど来申し上げましたように若干の遜色があるわけでございます。またお話がございしました点は、まことに辛い点を突かれておるのでございまして、毎年の決算を待ちまして、剰余金は毎年配当に振り向けたらどうかと、民間保険がやつておりますように。その方式をとつたらどうかと、こういうのでございまして、これは簡易保険が件数がとても多い、四千数百万件ございましてからたいへんな作業になる、そのコストも相当なものであるといふふうに考えますので、目下のところそういう毎年の保険料から配当を差し引くという作業をやつていないわけでございます。しかし、これもコン

ピューターの時代ですから、そういうものも採用すればいいじゃないかと、こういうことも私も考えておりますので、そういう時期はやがてくると思ひます。いつまでもそういうことを口実にして逃げを打つわけにはまいらないと思ひますが、それまでには大いに経営努力をいたしまして、わがほうも利潤をあげ、それを配当に振り向けて保険料を下げる。先ほどもちつと申し上げましたが、近々十二回生命表の採用によりまして、保険料の値下げを考えておりますけれども、それから最近では毎年のように配当をやつております、四月初旬に。そういうことを今後続けまして保険料をうんと下げていく努力をしはらうと思ひます。きまして、そうなりますと、いづれ民間の保険料と比べましても、そう違ひはないじゃないかと、いう時代がくるのではなからうか、また、そういうふうな持つていくべきではないかと、かように存じております。

○鈴木強君　これはやればできるということもわかりました。しかし、契約件数にしても民保が七割から八割、民間ではもちろんその七割の契約件数というものをたくさんは簡保に比べておるわけですから、一社平均の数は簡保に比べてあるは少ないけれども、これはやればできるし、コンピュータの時代になってきていくのだからといふことで、それはそれとしてひとつぜひ進めていただきたいと思ひます。ただ、そうすればよくならないという御判断のようですけれども、われわれから言つて、月々に還元していくよりもそれを最終的な確定をして最終的に還元してやるということになると、その利潤というものは何年か積み立てられていくわけでしょう。それは月々払ふよりもむしろ最終的に確定してやつたほうが利潤が多くなるというのが筋でしょう。これは、それをあなた月々にやつたら有利になるということ、これもちよつとつじつますが合

るわけでしょう。事業団を通じての問題もあるわけですから、そういう点もかみ合わせて保険料というものはこうなるのだというのを大いにやると同時に、また先ほどから大臣が言っておられます、私も少し伺っておこうとする剰余金の運用とか、たとえば積立金の運用についてももう少しふりをされて効率的な運用をするというふうなこともあわせて考えていくならば私はやれると思うのです。ただ要員の面とか、いろいろむずかしい要素があると思いますから、そういう点は、これは全体として体制を整えてあげなければできないことですから、そういう点は考慮するとしても、保険料の問題については私はもう少しふりしてもいいと思います。そこで、ごく最近の新聞に出たのを私は見たのです。それとおたくのほうで発行されていふゆいせいトビックスという、これは非常に参考になりまして、私も大臣官房秘書課で発行されている「ゆいせいトビックス」というものをよく読ましていただいております。これは非常に参考になっておりますが、この中に「簡易保険の最近の死亡率——民営保険との差縮まる——」ここに「粗死」率、それから「訂正死亡率」による国民、民保との比較、図解をして非常によくわかるように書いてありました。その矢先に先般新聞に発表されておりましたように生保協会が五月三十一日の理事会で保険料算出のための新しい基準である「日本全会社生命表」というものを採用することをきめた。この表を見ますと、この表は生命保険業界二十社がそれぞれの自社の保険契約者について昭和三十五年から三十八年の四年間の間に死亡した人の年齢、その原因、これを調査した結果、それを基礎にしてつくったものだ、こういうふうになっております。この表を見ますと、日本の平均寿命というものは、男女で見ると平均六十六・二歳、厚生省が発表しておる平均寿命は男子が六十八・九歳、女子が七十四・一歳ですから、平均してみますと、ここに食い違いがございます。あります。現実にはこの保険契約者の具体的な方々を調査した結果出たのですから食い

違いはあるでしょう。そこで日本人の年齢別死亡率の曲線を見ても、厚生省が国勢調査を資料としてつくったこの国民生命表と食い違いが出てくると思うのです。そこで今度法律できめられておる保険料算定の基礎というものは、郵政大臣の御決定に変わっていくわけでございます。第十二回生命表ですが、そういうものを用意されているというんですが、今日日本の国民もかなり寿命が長くなつてまいった関係上、経済する側から見ると、これはもうかるのか、得するのか、その種類によつてもいろいろあるでしょうが、かなり影響を受けてくると思います。ですから、保険数理的に当初終身満期の保険は大体何年くらいが寿命であるということと算定して、それを基礎として過去二十年間に何回の保険料を払えば、大体それだけの金が払えるのだ、こういう保険数理を現実に行なってきたものだと思ふのです。ですから、その当時きめた基礎というものは、今日だいは変わつてきているわけですから、くすれてきていると思ふ。したがって、ここでも一回新たな観点に立つて、保険料率というものを算定しなければならぬ、こう思ふのです。終身なんかの場合ですと、むしろ長生きをすれば、それだけ掛け金が多くなる、保険料が動かない限りにおいてはこれは得する、そういう勘定になると思ふ。ですから、そういういろいろな問題と関連をして今度実情に即した資料を基礎として郵政審議会の議を経て大臣がおきめになる。そういうことで、柔軟性というものを保持してほしいというのが、これは法定事項からおろしたことになると思ふのです。しかし、これはきわめて重要なことであります。私も社会党もかなり検討しました。一時は法定事項からおろすことについては反対だ、という強い意見もあったわけですが、しかし、いろいろなその後勉強も、研究もして見ますと、一面この必要性、妥当性というものが考えられるものから、今後法定からおろしても郵政審議会の議を経るという、この約款との関係、しかも、適切な算定基礎というものを考えたいた、その上で

間違いないひとつ料金というものを、保険料をきめてほしい。こういうことで、われわれは賛成しようということになったわけですが、ですから、さつきのこの保険金の積立金の基礎の問題も合わせていま皆さんのほうで一応腹案は持っていると思ふのです。しかし、ここで郵政審議会に付議する前に、われわれに明らかにすることができかどうか、これは非常にむずかしい問題だと思ふます。できれば、われわれはその概要だけでも知らしてもらいたいと思ふんですけれども、どうでございましょうか。一つの改革をどういう方向でやっていくのか、そういう概要だけでもやっぱり何っておきたいと思ふんですが。

○政府委員(竹下二記者) 現在の保険料は第十回生命表に基礎を置いておりました、これは十年たったわけでございます、かなり古くなったのでございまして。御指摘のように、十二回生命表が出ました。これをながめてみますと、やはり死亡率は低下いたしておるというわけでございます。また民間のほうも、これは民間だけで何年がかりかで経験表をつくりまして、全会社生命表といふものをつくらうとございまして、幾つかの会社は、それに基づいて保険料の値下げをやるというところはもう一般に話題になっておるというところもございまして、簡易保険といふことの目下も、十二回生命表による新料率といふことの目下作業に着手いたしております。遠からず実施に踏み切れると存じますので、いましばらく猶予期間をいたしたいと思います。いま懸念に作業中でございます。

○鈴木強君 無理をすることもないと思ふますから、慎重を期していただいでけつこうです。ですから、無理であればよろしくございしますが、この法律案が通つて、郵政審議会に諮問するのは大体いつごろで、最終的に明らかにできるのはいつごろか、こういう一応プログラムを持っておられると思ふます。それだけでも明らかにしていただきたいと思ふます。

○政府委員(竹下二記者) 私どもは、部内限りの措置をいたしまして募集奨励の期間を九月開始といたしております、九月から翌年の八月を奨励年度とこう言っております。したがって、できまますならば九月に間に合わせたい。九月に傷害特約という新しい制度の実施もできまして、新しい料率の施行もできる、こういう姿にいたしたいというスケジュールを目下立てております。

○鈴木強君 それから加入者の利益保護の増進のための問題で先ほどからお尋ねしておるわけですが、特に、四十一年九月二十六日に行管が郵政省に勧告をいたしました中に、資金運用制度改善の問題について述べられておると思ふます。それを見ますと、運用範囲の拡大、余裕金の直接運用の実現ですね。それから運用利回りの向上、こういうものに一そう努力をしてほしい、こういうふうになつておると思ふんです。それに対して郵政省は御趣旨に沿つて大いに検討し努力する、こういうようなことを回答しておるようですね、それに関連をして若干お尋ねをしておきたいと思ふます。

まず、最近の積立金の増加状況、こういうのはどうなつておりますか。

○政府委員(竹下二記者) 四十四年度予算では積立金といたしまして、三千二百億でございます。前年度は二千六百六十億でございましたので、大体五百五十億程度一年たつた今日伸びておる。それが昨今の情勢でございまして、ここ業績の伸びもよろしいものですから、毎年五百億から六百億くらい新しい資金の増加がある。それが積立金の増となりまして、財政投融資のほうへ振り向けられる、こういうふうにしてよからうと思ふます。総資金は、一兆八千数百億に先月なりましたわけでございます。

○鈴木強君 この行管が言っております運用範囲の拡大ですね。これは抽象的ですからよくわかりませんがこれと、それから最近における簡易保険資金の運用の概況ですね。こういうものの中で皆さんが一体これだいいというふうにお考えになつておるのか、あるいはこういう点はどういうふう

にしたらしい、そういうような意見がございます
でしようか、もしありましたら伺いたい。

○政府委員(竹下一記) 行政管理局の指摘はま
ことにございまして、その方向で私ど
もは努力をいたしております。この電力債、金融
債等への運用範囲の拡大等もその後開始をいたし
ましたし、財政投融資に資金融通をいたしますに
つきましても、極力利回りの高い債券ものを手に
入れる、そういう努力をいたしてまいりました。そ
ういう努力の結果、四十三年度におきましては、総
利回り六分六厘といういままでの最高の利回りを
獲得することができたわけでございまして、今後
ともそういう努力を続けていきたいと思ひます。

ただ簡易保険の積立金あるいは余剰金は、これは
よその会計の余剰金と非常に性格が違ひまして、
将来の支払いに充てる準備金でありますし、また
保険の性格から申しまして、預かったお金はその
間に極力運用を活発にいたして、利殖をする、そう
しなきゃならない性質のお金でございまして、
極力そのことを強調いたしまして、各方面と折衝
してまいりたいと思ひますけれども、片一方、
やはり国が預かっておる資金である、国家資金
であるということで、いろいろな制約があるわけ
でございまして、なかなかむずかしい隘路があるの
でございまして、極力そういうものを取り
除くようにいたしてまいりたいと思ひます。

○鈴木強君 それは大臣ね、ちよつとひとつ意見
を承つて、今後お互いにひとつ検討してみたいと
思ひますけれども、いまおっしゃる通りに、さ
きに西村委員からお話があったように、余剰金
の問題一つとりまして、それは国庫に預託をさ
れる、そして日歩何厘かの安い利息で預けられる
わけですね。五分か、五分五厘か、六分六厘か
せんけれども、ですから、これこそ私は大臣が指
定をする、ある銀行なら銀行でもいいと思ひます
す、五つなら五つ、三つなら三つ。そしてその銀
行に預託できるような道を開いたらどうでし
ょうか。国家の金だといふけれども、これはお預かり
するのは国家だけれども、これは出しているのは

国民でしよ、それでしよ。ですから、支払い
するのための準備を兼ねた金ですから、その金を千
五百億なら千五百億、二千億なら二千億年間を通
じていつも確保しておかなければならない。こう
いう金だと思ひますね。余剰金といつたつて、何
も遊んでいる金じゃないのだから、そういう金で
すから、これを効率的に運用して、できるだけ利潤
の面から多少、たとへ一億でも二億でも稼いで、
そしてそれを加入者に還元してやるということ
は、これは私は政府の任務だと思ひます。そん
なもので運用部に持つていかれて預託金制度の
中でやられるということについては、絶対に私は
納得できない。だから、これはこの銀行でもい
いというわけにはいかぬでしよ、国民から
預かっている金ですから、有利、安全、確実、こ
ういふ条件をつけて、五大銀行なら五大銀行、そこ
に郵政大臣は預託することを認める、こういう法
律改正をして、その分だけはぜひ民間に預託をし
て、効率的に資金運用をしたらどうかという私は
持論を持つておるわけですね。なかなか大蔵省はむ
ずかしいことばかり言つておるようですね。けれど
も、これはやはり説得するところは説得をして、
国民の利益のために、これはやはり私は勇断をもつ
てやらなきゃならぬと思ひます。これは私は
長い間の懸案だと思ひます。

そのほか、積立金の運用についても、私はいろ
いろな意見がある。行政管理局からも指摘がある
ように、もつと有利な利回りではないかどう
か、運用ができないかどうか、こういうことを資
金運用委員会等で問題になると思ひますが、そ
れはやはり基本を変えなければだめだと思ひます
が、そういう意味において、これはひとつ横に
置くとしよ、余剰金の問題については、大臣ど
うでしよ、か、そういうふうな道を何とかして
進むべきではないかと私は強く思ひつておるの
でしよ、御所見を承りたい。

○国務大臣(河本敏夫君) 運用利回りは、先ほど
局長が申し上げましたように四十三年度は六分六
厘ということ、過去に比べると幾らかよくなつ

ております。しかし、民間や農協のものに比べま
すとはるかに低いわけでございまして。資金の性質
上、事業の性質上、民間のものとは同一には論じ
られませんが、相当に格差があると思ひ
ます。そこで、先ほど来議論になつてお
りますように、運用範囲の拡大と、それから余剰
金の問題でございまして。特に余剰金、特利がつき
まして六分六厘ということにございまして、非常に低
く押えられておるわけでございまして。この問題を
やはり解決しないことには、六分六厘というものを
引き上げることがこれはちよつとむずかしいと
思ひます。どうしてもこれを引き上げるように
今後くふうしていききたいと思ひます。

○鈴木強君 ですから、くふうするのはいいです
し、歴代大臣、その程度の答弁はするのです。し
かし問題は進まない。したがつて、一体これを進
めるにはどうするか。私は具体的に、たとえば大
臣が五つなら五つ、三つなら三つの銀行を指定し
ていただく。大臣が指定する銀行に有利、安全、確
実の、これは銀行界の信用ですから、そういうと
ころにまず預託する。そしてその余剰金に關する
限りはひとつ効率的に運用していく。六分六厘
になるかしらませんが、きつといい利回りになり
ます。そういうこともまずスタートできぬもの
ですかね。かなりこれはむずかしいですが、そ
ういふことを大臣がばつとひとつやる意思はないわ
けですか。検討してみ、こういう程度のことな
んですか。もう少し意欲的にそれを改正する御意
思はないわけですか。

○国務大臣(河本敏夫君) これは簡易生命保険の
問題だけではなしに、先ほどから問題になつてお
りますように、財政投融資全体に及ぼす影響等も
ございまして、早急にいまおっしゃつたような
方向で解決するということはやや難点があるう
かと思ひます。しかし、何らかの手を打たなければ
ならないことは事実でございまして、先ほどの
御意見をよく参考とさせていただきます、今後
とも進めていきたいと思ひます。

すから、ひとつぜひこの点は皆で力を合せて制
度改正の方向にぜひ進んでいきたいものと思ひ
ます。その先頭にひとつぜひ大臣が立つていた
きたい、こういうふうにお願ひしておきます。
まだいろいろございまして、最後に、
私は二、三、直接これとは関係ございせんが、
承つておきたいのですが、いままで簡易生命保
険に入つておられて中途で解約をされる方、それ
はパーセンテージにして一体どの程度になつて
いるのか。それからもう一つは、満期がきても氣づ
かないで、保険金を受領しないで失効をしてしま
う、無効になつてしまふ、こういうものが現在ま
でにどのくらいあつたのでございまして。時効中
断の手続もおとりになつておるようには聞いてお
ります。いままで時効になつて国庫に入つたの
はどの程度か、そういうものについて、件数につ
いてわかつたら教えてもらいたいと思ひます。

○政府委員(竹下一記) 失効、解約の問題であ
ります。四十三年度におきましては失効は三十
三万件、解約が二十七万件、合計六十万件でござ
います。その前年、さらにその前年、大体同様の
数字を出しております。これはまあ六十万件で
すから、決して少なくないと思ひますけれども、
民間に比しますと非常に解約率は少ないというわ
けであります。この点につきましては、簡易保
険は成績はよろしいというふうに実は自負してい
るわけでございまして。

それから次に、保険金あるいは還付金の支払い
請求をしない、五年経過することによつて、
時効が完成した契約がどのくらいあるかというお
尋ねでございまして、これは四十二年度におきま
して、件数で八万件、金額で九千万円、例年大体
その程度でございまして。
○鈴木強君 せっかく苦勞をして契約したものが
途中で解約をしていくというところはきつめて残念
なことですね。で、件数は民保と比べて少ない、
こういうふうにおつしやいます、ただそれだけ
で比較したのではないのでありまして、問題は、
その解約の原因が一体どこにあるのか、その原因

を追及して、この解約を防止するためには一体どういう努力をいままですべてとられていたのか、そういう点をひとつ伺いたい。

それから、四十二年度、件数にして八万件、金額にして約九千万円ということですが、これでも、こういう毎年毎時効が完成していくものに対して、一体郵政省はどのような周知を国民にしておられるのでしょうか。これはおそらく十年、二十年、三十年前に契約をして、わずか五万円か二万円か一万円か知りませんが、小額の保険があると思うのですよ。われわれもどうかするとつかりしておりました。気がつかないでいる場合があるのですけれども、私は、しばらく前ですけれども、郵便貯金を含めてこれらの周知、宣伝についてもできる限りひとつ努力をしていただいて、時効になったからといって、そのままにしていると

も思いません、努力はしていると思いますが、よりひとつ、時効になっているという事実をあらゆる機会にやっていただいて、何とか契約者の手にお願ひしているわけですよ。ときどき何かほかのいろいろなコマーシャルの中にまぎって郵政省の簡易保険や郵便貯金なんかのコマーシャルも入っているわけですが、その中にときには入れているけれども、そのことを考えたらいかがですか。これは広告費が幾らかかるかわかりませんが、それでも、そういう努力は一体やってもらっているんですか。いまの契約解除の問題の原因追及とその努力、さらにいま申し上げた時効完成に対する対策、これを聞かせてほしいのです。

○政府委員(竹下一記者) 時効になって消滅しないようにすべきじゃないか、それから失効、解約しないようにすべきじゃないかという御趣旨でございます。まことにそのとおりでございます。問題は契約のアフターサービスあるいはアフターケアの問題だろうと思います。これは私も十分気を付けて、かつ現業第一線に督促をいたしまして、こういうことにならないように大いに努力をしたいと思っております。

時効になりました契約、これはおそらくは終戦直後に多量に取り結びましたところの小額契約であって、その人たちの所在がわからなくなった契約であると思います。しかし、居所をさがし出すのは郵便局の商売ですから、ひとつその点については十分念を入れて、従来もやっておりますけれども、さらに一段と注意を喚起いたしまして、所在を明らかに見つけ出すということをやってまいりたいと思っております。

それから、失効、解約につきましては、これは契約を取り結ぶときに実は問題があるのでありまして、いいかげんな契約をとらないように、質のいい——良質の契約をとるようにと、こういうことが基本にならうかと思っております。そういうことで今後ともやってまいりたい、良質の契約をとるよう十分周知し徹底させてまいりたいと、かように存じます。

○鈴木強君 ジャ別々に聞いたほうがいいですね。最初の時効完成のことですけれども、これは住所がわからぬとか何とかおっしゃいますけれども、じゃ終身保険で、何年か満期で一括に払い込むというやつがあるのですか。それは十年前に全部保険料を払ってあとは年限が来たら保険金ちょうだいというので待つておる保険があれば、それはまた理屈が合うが、そうでなくて、あとやはり掛け込んで何年払い込み何年満期というのがありますね。そういう保険と、それからそうでなくて払い込んで満期になってもらう保険と、いろいろありますね。一体八万件、九千万円という時効完成をしている、四十二年度ですか、それやって何十億あるいは何百億になっておるわけですよ。過去二十年さかのほれば、ですから、そういうものについて、保険種類別に検討されておたらそれを教えてもらいたい。そしてこれだけは何十年前に払い込んでそのためにあと住所がわかりませんと、これは何十年払い込み終身保険、何十年払い込みの何十年満期の保険、いろいろありますね。そういう保険種類別に見たらどうですか。ですか

らその住所を追及すればわかるものは郵便局のほうで、積極的に満期になった場合には調べてみる、保険料を払ってあったのがいつだったか、どこだったか、それを追及していけばある程度わかる。事務的には煩雑かもしれないが、そういう事後処理的なアフターサービスの親切心というのは私はあっていると思うのです。そうしてなおかつ努力したけれども八万件、九千万円残ったというならわかりませんが、何かもう何年も前にやっておいてどこにいったかわからぬというだけの答弁では納得できない。もっと実際にこういふふうになって、こういうのが時効完成をした、したがって、これについてはこうやった、これについては、こうやりましたけれども、ついにわかりませんでしたというお話をしてもいいませんと、私には納得できませんよ。

○政府委員(竹下一記者) 御指摘の点につきましては、内容をこれ以上実は私不勉強のためにただいま承知いたしておりませんので、後刻勉強いたしまして新しい資料をつくりまして御説明を申し上げます。と思います。

○鈴木強君 過去のことはだめだけれども、いまからでも間に合うものがあるでしょう。時効になっちゃったからもうだめですか。中断はしないわけですか。郵便貯金と違うわけですね。

○政府委員(竹下一記者) 時効を援用いたしましたので、その方々の預り金は剰余金処理をいたしました。そこで契約は切れるわけでございますけれども、実際の運用上は、五年以上たちまして、自分の契約はどうなったか、あるいは支払ってくれあるいは継続してくれといったようなお申し入れがありまして、契約の確認をいたしまして、便宜支払いをする、あるいは未納保険料を払うという極力サービスをいたしております。

○鈴木強君 その点は非常に親切にやっておられるわけですね。感謝します。ただ、私はなぜこのことを今回も言うかという、やっぱり一方から見ますと、時効になって取りに行かなければ、こ

れは郵政の剰余金ですか、これは簡易保険会計の中に残っておるわけですか、国庫の中に入っておるわけですか、その点はいろいろあるでしょうけれども、そういうふうなことがあるから、あまり積極的に探索をしてくれないのだ、そういう批判も一面にあるわけですね。だから痛くもない腹をさぐられるということも多いでしょう。だからさっき言ったようにかくかくのごとき郵政省としては時効完成したものに對してお受け取りにならないものについては、努力しましたが、かくのごときになりましたというのを、いつ何ときでもはつきり国民の前に言えるようにやってほしいというのが、私のお願ひになるわけですよ。ですから今後四十三年度、四十四年度とまたあるでしょう。時効までにさらに努力をする。また時効になっておいて、その中から払ってやるというわけですから、そういうこともやっぱり明らかにして、郵便局の窓口へという程度の周知というものは、ほかの保険を募集するとき一緒にやるようにすればできることじゃないですか。そういうこともやっぱり考えてひとつやってほしい、いろんな努力をしてほしいというのが私の願いです。

○政府委員(竹下一記者) その方向で努力をいたします。

○鈴木強君 それで、時効の五年以上たった場合に、何年たってもやるといふわけじゃないでしょう。大体時効になってから、何年経たないで申し出があったら払ってやるという、その一応の基準は何かあるんですか。

○政府委員(竹下一記者) 私は、実情を詳細には存じませんが、五年たちましたあと何年で区切るというふうなことをいたしました。過去の契約が確かにあったということと確認すれば、あと加入者のおためになるように保険金なり還付金なり支払うと、そういう措置をやっておるようでございます。五年来たて何年まで救ってあげる、それ以後は切り捨てるといふようなことはいたし

ていないようでございます。

○鈴木強君 それからも一つの特ですけれどもね、解約、失効になる場合のことですけれども、これはあれですか、大まかに言って不良契約というところで局長は答えになったんだが、もっと具体的に言ったら解約で一番大きな原因というのはどういふところにあると分析されているんですか。

○政府委員(竹下二記者) これは簡易保険だけの問題でなくして一般的に言えることだと思ひますけれども、解約の発生を期間をながめてみますと、契約を取り結びましてから一年以内というのが圧倒的に多いというわけでございます。そういうことから考えますと、そのつもりで保険に入つたけれども、保険料がやはり経済的に負担である、いろいろ考えられるわけでしょうね。一年以内に気が変わるという人がかなりあると見えて、一年たちますと、解約というケースはぐっと下がるわけでありまして、それは契約をとりますときに、郵便局員がもつと契約の内容についてよく説明をいたしまして、そういうふうな気が変わらないうに十分の説明をしておけばよかつたのかもしれないが、不十分であつたがために、そういうふうになつたというケース、これが一番多いように見受けられます。

○鈴木強君 私は、この点ある程度原因を郵政省は積極的に直接的に探究できると思ひますよ。というのは、毎月掛けますでしよう。ところが、掛け金を中断すると、三ヶ月ですか、払い込まないと失効するわけですから、それまでに何回も何回も集金屋さんが行くわけですから、その家に不幸があつて御主人がなくなつたと、せっかく子供にかけた保険がどうも御主人の御災難のために毎月かけるだけの財政的な負担ができなくなつたと、あるいは病氣になつて、その医療費に金がかかるとか、そういうふうなことは集金屋さんはよく知つてますよ。どこの家にはどういふ人がいる、このぐらい知つていふ人ですからね。この解約の原因というのはいさづかめると見て

いるんですがね。それがつかんでおらないとすれば、これはあなたのほうのやり方が悪いですよ。一年以内ということはわかりました。もう少し具体的に、なぜ解約をしなかつたかという、そういうことを調べてみて、そして、もっと積極的にやれば解約を防止できたかもしれないというのについては努力をしていく。また、貸し付けの制度も何年かたてばあるわけですから、そういう個人貸し付けの制度を考えて、そして金を貸してやるということもあるわけでしょう。だから、いろいろなやつぱり、病氣になつたら簡易保険の診療所がありますよ、池袋に行けば安くしてあげますよ、東京には二つありますよ、こういうようなことをあわせてやれば、私は解約防止についてはまだ少しできるよに思ひますよ。またあるいは、募集をすれば幾ら募集手当が出るのか承りたのですね、少しふやすのですか。それも承りたいのですけれども、従業員の人たちは一生懸命募集しているわけですから、一面で言つて毎年毎年割当てがいきますから、その割当てを消化するために従業員は苦勞しておるようです。汗水たらしてやつておられます。だからそういう面において、多少無理なことになつていくかもしれないけれども、そういうことを私は考えたくないのですね、不可抗力的なものでも解約をせざるを得ないような客観情勢というものがよくよくして解約にいつていると思ひます。そういうふうな問題を伺つたときに、これとこれとこれですと、御答弁を郵政省の中からね返つてくるようにしておいてもらはないと、私はききう初めて言つたわけではなくて、十年くらい前に一回これを申し上げて、積極的な郵便貯金の問題でも、お願いしたことがあるのです。その点十分やつてほしいのです。

○森脇治君 関連でちょっと御質問したいのですが、局長のいまの答弁はどうも合点がいかないのです。せっかく保険事業に挺身している職員がかわいそうになつた感じがする。いま鈴木委員の質問に答えて、あなたは一年以内の契約解除等の場合

については、職員の説明が不十分だから解約する例が多い、返される例が多いと言われる。最近簡易保険も、保険思想も周知徹底しておりますから、簡易保険の何たるものか、民間の生命保険の何たるものか、国民は十分熟知されていると思ひます。したがつて職員、あなたの部下の説明が不十分だから気が変わったというそういう答弁は私は非常に残念なものです。あなたの善良な部下の名譽のためにもう少し温情のある答弁をしていただきたいということを私はあなたに特にお願いをしたい。

○政府委員(竹下二記者) 私は、いま御指摘のありましたようなことも確かに申し上げたのですが、そういうことが推測されると、全部ではないけれどもそういうケースも考えられるという程度のことでは実は申し上げたわけでございます。解約のすべての原因が郵便局員の説明の不十分によるものであるというふうには申し上げるつもりはございませんでしたので、ここで申し上げるわけを言わせていただきたいと思います。いろいろな事情があらうかと思ひます。したがつて、解約などということが起きませんように、あの手この手を考へて対処してまいりたいと思ひますが、この失効、解約の防止というものは、つまり契約の維持ということとは、これはたいへん大事なことでありまして、決してゆるがせにはいたしておりません。契約を募集すること、募集した契約を維持していくということはいづれも大事なことでありまして、車の両輪ですから、この両輪がそろわないと、外野活動はうまくいかないわけでありまして、これは絶対ゆるがせにしておるわけではございません。ただ私が実情をあまり知らないわけではございませんので、克明なる御説明ができないわけではございません。募集と維持という二つは、もう耳にたこができるくらいにお互いについておるわけでございます。募集と維持という二つは年固目標も立てております。維持の手当というものはございませぬけれども、維持がよい人には、いい局には表彰もいたしておるというふうな

ことで、決してゆるがせにはいたしておりません。

○鈴木強君 まあこれは非常に大事なことで、率直に言つて、ですから従業員の方々は、いふん苦勞をして募集しておるわけですから、それを完全に生かしていくという大精神、いわゆる募集と維持を同じように考へておられるようです。それから、そうであるならば、われわれ質問した場合にも少し適切に、的確にばつと、ああそうか、それだけやつておればけっこうだと、二つ目の質問が出ないようには答弁はあなたにばつとやるべきですよ。それを募集と維持と言つておきながら、どうも募集だけに力を入れて維持のほうはいつの間にか下のほうになつてしまふ。だからそんな答弁が出てくると私は思ひます。私は皮肉を言うわけじゃありませんけれども、だからひとつこれを機会に、一生懸命掛けてしまつた方々の時効完成の額も相当な額にのほつておるわけですから、そういうものもむだにしないように郵政省としては親切にやつていられるんだという、そういう積極的なサービス精神を発揮してもらつて同時に、新規の募集についてもその維持を全うするようさらにさらに大いにひとつ検討をしていただきたいと思います。それからまだまだたくさんあります。あれですけれども、定員の面と機構の面について、ひとつ伺つておきたいんですが、行政管理局の勧告を見ますと、定員算定について特に保険と年金業務の面で勧告がございませぬ。いま保険の定員というのは何人になつておりますか、全体で。

○政府委員(竹下二記者) 内勤、外勤あわせて四万六千名であると思ひます。

○鈴木強君 正確な数字を言つてください。

○政府委員(竹下二記者) 申し上げます。内勤一万三千八百六十九名、外勤二万六千八百八名、地方簡易保険局員五千七百三十名、計四万六千四百七十七名。

○鈴木強君 そのうち男女の別はどうですか。

○政府委員(竹下二記者) ただいま資料の持ち合わせがございせんが、地方保険局は地方貯金局

である、要員増についても問題があると、もしあなたのほうで行管が民保と比べて差があるということになれば、私は差がないと思うけれども、しいて言えは要員の問題だとか、あるいは保険金最高限度の問題だとか、資金運用面における諸制約とか、こういつているのです、あなたの回答がこれにね。昭和四十二年五月二十四日に郵政省が回答している、行管のほうに。だからして、私はこの特約保険が新しいサービスの中に入らない、保険種類の中に入らないときでも、すでにそういう点があったではないですか、したがって、今度また特約を新しいサービスとして認めていくわけですから、そうなりますと、七十何人ぐらいの人でうまくいけるのかどうなのか、いま聞いてみますと、募集要員二百何名だということけれども、二百何名のうちでは目標を何ぼにするか知りませんが、これも、これは。何万件で何千億の保険金を取ろうとするのか、私はまだ聞いておりませんけれども、そういう目標に向かってやるのには、どうしても人が足りないのです。ですから、この程度——七百六十二名どうしてもふやしても足りないというのが皆さんの趣旨じゃないですか、もし、これが認められないとするならば、運営の中にどこか支障がある。予算編成当時考えたその計画というものは一〇〇%遂行できない、こういうことになるのじゃないですか。まあ山をかけたおよそということをやったなら、これはまた別でなければ、そうでないと私は思うから。

○政府委員(竹下二記者) お説のとおり、ほしい要員が取れないわけですから、それだけ仕事の面でマイナスが立つわけでございます。そういうことになりまされども、私もいたしましては、極力業績を伸ばしたいというようにも考えています、あの手の手を考えまして、たとえばいまでもやっておることでございますけれども、集金団体をもう少しつくるのか、いまでも集金団体相当でございますけれども、その組成を急ぎたいと、そうすることによって集金要員が浮くわけでございます。

それから郵便年金の現状でございますが、このほうで、実は郵便年金の契約が最近非常に落ちて、外勤面、内勤面の郵便年金関係の仕事は実は落ちてきていると、そういう面の振り向けも可能であるというようにもございまして、極力当初考えておった業績を伸ばす目標というものを、予算面の減員はございましてけれども、予算面では取れませんでしたけれども、極力当初の目標を達成するように努力をしたいということでございまして。

○鈴木強君 まあ正直にやっぱり言ったほうがいいですね。いろいろ理屈をつけて、できるだけ定員が足りていないんだということとは、まあ箱口令にして、まあできれば取りたいが、追及されれば人は足りておりますというふうなニュアンスでもって答弁するということのようなことをやっているでしよう。だから、われわれが理論的に追及をしてみても、なかなか人が足りない、仕事が多すぎていけませんというふうなことも言わないわけですね。しかし、理論的にはおかしいですよ。それは、やっぱり根拠をはっきりして、こういうために何人、こういうために何人、人がほしいんです。真正正銘これだけはふやしてもえなければ、四十四年度簡易保険事業の円満な運用はできません、ぜひひとつふやしてもらいたい、こう言って要求するわけでしょう。これを大蔵省は査定をする。そうなれば、それは現在の従業員に奮起を促していただいて、要員獲得ができない分はみんなで一生懸命がんばって、オーバーワークするかもしれない、日曜出勤するかもしれない、みんながんばってひとつ足りない分を補ってもらうなければ、皆さんが考えている事業というものはうまくいかないんじゃないですか。私は御苦労されていることもわかるし、行管からも指摘されている。だからしてできるだけ要員措置を確保して苦しみをともし、さらに事業を伸ばしてほしくという、そういう一貫した考え方であつてほしいと思うんだが、皆さんのほうは、われわれが定員の問題について質問すれば、口を絞って

言わないんだ。この前も郵政合理化の問題で、電通のほうから一万八千人も仕事をしていないのに金を持ってきている。だからそれを調整要員にしたらどうかと言つても、それをえんじない。われわれこそ事業のために思つてやっておつても、それに対して何かしら反発的な答弁をしてくる。こういうところに私は郵政省のあらゆる問題をやってみて不満に思ふ点があるんですよ。それは簡易保険局長は局長として一生懸命おやりになつておりますから、われわれは心から敬意を表し、感謝をしつづけるわけなんですが、全体としてそういう考え方では私は困る。これは郵政大臣、実際に私は理屈に合ったことを言っているはずですが、要求した定員がいられなければ、郵政としては困るじゃないですか。実際にその足りない分をみんなで苦勞を分け合つてやっていくほかにはないでしよう。そういうことがなぜ率直に言えないんですか。あなたもずっと聞いておられたですからね、いかがですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 私は当初に、自由化を迎えてそれに対処していく簡易保険事業のあり方についても、基本的な心がまえということについて二、三申し上げましたが、その中の一つの大きな問題として、機械化、合理化ということを申し上げました。先ほど来人数のことか定員のことか問題になっておりますが、四万六千名おりました、私は、なるほど定員は要求を認められなかったんだけれども、しかしまだまだ人のやり繰り、合理化については、くふらの余地は十分あると思つて、したがって、増員が認められなかったから仕事ができないということではなしに、そこはまた創意くふうをいたしまして、いろいろの対策を立てていくということは十分可能であると、かように考えております。

○鈴木強君 ですからね、それならそれで理論的に合つてくるわけですから、私はいま地方簡易保険局の機構、組織について、あるいは機械化について、EDPSの導入について一体どういう考え方を持っているかということをお聞きした。

だから総合的にいまあなたの言うような考え方でもし省の姿勢があるならば、それを言つてほしいんです。まあ大臣がそういう相互関連の中で足りない面については補つていくという、それは一つの方針ですから、私は納得しました。しかし、地方簡易保険局の機構、組織は一体どうなつてくるか。それからEDPSの導入について、まあこれは前々回ほかの委員会で私は一応伺つておりますから、ここでは時間の関係でどうするということ具体的には聞きませんが、それとの関連の中で要員というものは十分に考えられてきておる。まあ首切りだとか、そういうことはやらないですね。配置転換など、いろいろと、そういうことはよく組合とも話し合つて理解と納得の中でおやりになると思うのですが、もちろん、そういう点の相互関連の中で話を運んでいくのなら私もわかります。これはどうですか。

○政府委員(竹下二記者) 経営の中に機械化を取り入れて経費を削減し事業比率を切り詰める。そうすることは結局は剰余金を生んで、その剰余金を加入者に還元するということになりますから保険料を切り下げることができる、配当をふやすことができるということで、経営上一番大事なことでありますので、EDPS等を導入して人員の節約をはかるというのが基本方針でございます。そういうふうな節約できる面では極力機械化してまいりまして、人員を節約すると同時に、契約募集の外野面においては、もう少しほしいわけでありまして、その後の努力は続ける。これは決して矛盾するわけではないと思つて、そういう方向でございます。

○鈴木強君 私は、四十四年度のことを具体的に言つておられますから、四十四年度は七百六十二名要求したけれども、七十六名しか認められない。大臣のおっしゃる通りに、中央地方を通じて機械化をし、合理化をし、そして人をふやしていくならば、それじゃ約七百名近い足りない面について、具体的にどの部門をどういうふうにしちやうていくのですか。まさか募集や集金をする

人たちをオートメーションで、機械でやるわけにはいきませんよ。郵便の配達と同じで、計算という事務はEDPSでできるかもしれませんが、第一線で汗水たらして募集する人を機械化できますか、そういうことはできません。だからそういう面も含めて私は具体的に七百六十二名の算定基礎と、これをいれられないことに対して承っているわけです。大臣のおっしゃるように機械化して、浮かしていくならば、その七十六名は実際にどういふふうにしてつじつま合わせていくのですか。

○政府委員(竹下 記者) かりに募集要員がもう少し取れたといたしますならば、この四十四年度の目標額、これは八十四億になっておりますが、もう少し高めることができたと思います。そういう意味の増員でございますので、現在の仕事を運営するには現在の要員でけっこうでございます。ただ、再三申し上げておりますように、もう少し契約をとって目標額を八十四億でなくて九十億くらいに高めるといふことになりますと、やはり要員が必要であるという、そういう関係になるわけでございます。

○鈴木強君 必ずしもそれだけではないと私は思っています。さつきからの御意見では、ところであれですか、四十四年度の目標額は傷害特約を含めて八十四億ということを考えて七百六十二名を要求したのですか。

○政府委員(竹下一記君)　そうではありませんで、この増員に対応する目標額はもう少し高かったように記憶しております。

○鈴木強君 減らしたのですか。じゃ七百六十二名とれない。七百名足りなかつたら何十億を目標にしたのですか、当初目標として。

○政府委員(竹下二記君) その点のいきさつにつきましては、ちよつと資料を持ち合わせておりませんので、後刻数字を固めまして御説明申し上げます。

○鈴木強君　だからね、これは大事なポイントな
んですよ。大臣の御答弁とも私は関連をして聞い

ているのです。だから少なくとも九十億という目標を設定したとすれば、要員が足りなかったために、当初の目標がダウンしたのでしょう。支障があったのじゃないですか。当初の郵政省がやろうとすることが達成できなかったわけでしょう、そういうことでしょう。

○政府委員(竹下一記君) それはおっしゃるとおりでございます。もう少し仕事をしたかったが、ちよつとけちつけられたところでございます。

○鈴木強君 わかりました。もうそれだけはつきり明確に言ってもらったら私もよくわかるんで、だからして、ひとつわれわれも、今度は定員を獲得するためにできるだけ皆さんと一緒に努力したいと思います。そして、ぜひともこの財源は、国家社会に貢献する財源に使われているわけだから、そういう意味において、大いにわれわれも努力したいと思ふんです。そういうふうに明快な率直な御答弁がほしい。まあ、また十日にありませんから、他の委員に私は質問を譲りまして、きょうは終わります。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言がなければ、
本法律案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ
ます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十一分散会

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者に対する放送受信料免除に関する
請願(第四六〇六号)(第四六五八号)

第四六〇六号 昭和四十四年五月七日受理
戦傷病者に対する放送受信料免除に関する請願

請願者 東京都新宿区市ヶ谷本村町四三財
団法人日本傷痍軍人会内 伊丹川
善通

紹介議員 山下 春江君
戦傷病者の再起の意欲を促し、社会経済活動に寄

与しようとする努力を助長するため、これに対する放送受信料を免除されたい。

理由 終戦まで戦傷病者の放送受信料は全面的に免除されていたが、終戦後この取扱いは廃止され、現

在、受信料の全額を徴収されている。一方、生活保護世帯及び一般身体障害者には、受信料を免除する措置がとられている。

第四六五八号 昭和四十四年五月八日受理

請願者 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 徳田保

久 紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第四六〇六号と同じである。

五月二十二日本委員会に左の案件を付討された。

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願(第五〇二〇号)(第五〇二一号)(第五〇二二号)(第五〇二三号)(第五〇一四号)(第五〇

一五号)(第五〇一六号)(第五〇一七号)(第五〇一八号)(第五〇一九号)(第五〇四五号)(第五〇四六号)(第五〇四七号)(第五〇四八号)

（第五〇四九号）（第五〇五〇号）（第五〇五一号）（第五〇五八号）（第五〇五九号）（第五〇六〇号）（第五〇六一号）（第五〇六二号）（第五〇

六三號)(第五〇六四號)(第五〇六五號)(第五〇六六號)(第五〇六七號)(第五〇六八號)(第五〇六九號)(第五〇七〇號)(第五〇八七號)

(第五〇八八号)(第五〇八九号)(第五〇九〇号)(第五〇九一号)(第五〇九二号)(第五〇九三号)(第五〇九四号)(第五〇九五号)(第五〇

九六号(第五〇九七号)(第五〇九八号)(第五〇九九号)(第五一五六号)(第五一五七号)(第五一五八号)(第五一五九号)(第五一六〇号)

(第五一六一号) (第五一六二号) (第五一六三

号)(第五一六四号)(第五一六五号)(第五一六六号)(第五一六七号)(第五一六八号)(第五一六九号)(第五一七〇号)(第五一七一号)(第五一七二号)(第五一七三号)(第五一七四号)(第五一七五号)

第五〇一〇号 昭和四十四年五月十四日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県新湊市中伏木九〇 正橋し
ずえ外八十五名
紹介議員 北村 暢君

郵政事業の公共性を保持し、安心して利用できる
国営事業の窓口機関とするため、現行簡易郵便局
法の一部改正など一時しのぎの手段を選ばず、一

歩進んで簡易郵便局を順次、国営による郵便局または、その分室、出張所とするよう配慮された

理由
簡易郵便局制度は、昭和二十四年に創設され、現在までに約三千局が設置されている。受託者の範

囲は、「地方公共団体など營利を目的としない団体」とされているにもかかわらず、一部において定めがゆがめられ、個人にまでひろげて運用され

ている。政府並びに郵政省は、この誤りを合法化するため、簡易郵便局法の改正を行なうとしているが、個人の営利追求につながるこのような法

改正が許されるならば、いままですら以上に郵政事業の公共性がそこなわれ、サービス・ダウンになることは必至である。

第五〇二一號 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便法の一部改正法案等に関する請願
請願者 愛知県一宮市千秋町塩尻九四七
鵜飼郁雄外四十九名

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇二号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県砺波市太田 土井正外九十

九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇一三三号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市大和町於保二、三三

七 浅井長正外四十九名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇一四号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県砺波市西宮森一、二〇七

佐々木明外八十五名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇一五号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県砺波市杉木一、八二二 野

理敏彦外九十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇一六号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県尾西市起河田場 長野幸兵

外四十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇一七号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県東砺波郡城端町 松長克家

外九十九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇一八号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県砺波市芹谷 山本憲悦外九

十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇一九号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県高岡市太田二、六九六ノ一

向井弘之外九十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇四四号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区中道町一ノ七八

岡本邦彦外四十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇四六号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区上飯田苗町一ノ一

黒野和明外四十九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇四七号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県碧南市字天王二二一 長谷

川貞雄外四十九名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇四八号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県碧南市字源氏三ノ六 長田

昭平外四十九名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇四九号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区下方町七ノ二〇

林久紀外四十九名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇五〇号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県碧南市雨池六四ノ一 石川

勇外四十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇五一号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県碧南市大字西端字荒居八

杉浦弘吉外四十九名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇五八号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 宮崎県南那珂郡南郷町大字榎原

増田なる外百三十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇五九号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町横山 佐藤

鉄郎外七十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇六〇号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県西砺波郡福光町七、四一三

猪谷和雄外八十一名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇六一号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県氷見市鞍川 中村幸作外九

十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇六二号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 宮崎県南那珂郡南郷町大字榎原

守倉正善外百一名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇六三号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県高岡市第二木津一八五ノ三

柿田幸作外九十六名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇六四号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県小矢部市植生一、九九四

住田武信外九十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇六五号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県小矢部市観音町 林幸夫外
九十九名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇六六号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県和多郡大府町白畑六一 柘
植耕作外四十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇六七号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 宮崎県西臼杵郡日之影町見立上川
日吉静子外百八名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇六八号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県西砺波郡福光町才川七、七
六三 中川庄一外九十九名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇六九号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 富山県西砺波郡福光町五、七七四
嶋清作外九十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇七〇号 昭和四十四年五月十四日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 宮崎県延岡市夏田町四九五ノ一
松田一臣外百三十七名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇八七号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県碧海郡知立町富本林一五ノ
三 富田礼一外四十九名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇八八号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市島村字西山三 田中
正達外五十名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇八九号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県碧海郡高浜町吉浜中新田四
一ノ二 古橋喜三治外四十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇九〇号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県刈谷市池田町二ノ一五 加
藤徳川外四十九名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇九一号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県豊川市西桜木町一ノ五一
彦坂安次外四十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇九二号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市大和町福森字井戸畑
二七ノ七 安田公一外五十名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇九三号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡吉良町大字富好字上
川並四 伊藤一博外五十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇九四号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 宮崎県串間市大字市木七、三八〇
山口憲一外五十名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇九五号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 名古屋瑞穂区沙路町二ノ五 山
口果外五十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇九六号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 名古屋昭和区合三ノ九 本成栄
二外四十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇九七号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市萩原町林野 横井重
光外五十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇九八号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市萩原町中島 山中房
男外五十名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五〇九九号 昭和四十四年五月十五日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 宮崎県日南市大字毛吉田 谷口緑
外百三十三名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一五六号 昭和四十四年五月十六日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 宮崎県西臼杵郡日之影町 小野芳
隆外百三十九名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一五七号 昭和四十四年五月十六日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 宮崎県西臼杵郡日之影町 高田武
義外百四十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一五八号 昭和四十四年五月十六日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市石山町二ノ四 岩田
正成外四十九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一五九号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 宮崎県児湯郡高鍋町 小沢信子外
百三十九名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一六〇号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 愛知県一宮市大和町福森字井戸知
二七ノ七 安田公一外三十九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一六一号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田
井 佐藤道子外百四十五名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一六二号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 愛知県中島郡祖父江町大字山崎字
蛇塚四九 平松重之外三十三名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一六三号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 愛知県尾西市三条郷内西一、七〇
四 金子史朗外四十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一六四号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願

請願者 宮崎県西臼杵郡日の影町波瀬 齊
藤岩男外百四十五名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一六五号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 富山県黒部市山田新六九四 村井
正治外四十五名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一六六号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 愛知県津島市天王通四 伊藤すみ
外四十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一六七号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井
渡辺千助外百四十四名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一六八号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 愛知県一宮市奥町墓南九ノ九 長
沢英次外四十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一六九号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 愛知県一宮市島村字西山三 田中
正達外二十二名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一七〇号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町岩戸 甲
斐孝人外百四十八名

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一七一号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 愛知県豊橋市高塚町西方一八ノ四
天野幹一外五十名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一七二号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 宮崎県児湯郡高鍋町中鶴 黒木善
次郎外百三十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一七三号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 愛知県中島郡祖父江町祖父江八反
畑 富田磯丸外四十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一七四号 昭和四十四年五月十六日受理
簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 宮崎県宮崎郡清武町上中野 石尾
強外百四十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

第五一七四号 昭和四十四年五月十七日受理

簡易郵便局法の一部改正反対等に関する請願
請願者 愛知県豊橋市桂良町西中山一ノ六
八 岡本孝幸外二十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第五〇一〇号と同じである。

五月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月十二日)
一、沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命
保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置
及び無償貸付けに関する法律案

昭和四十四年六月十六日印刷

昭和四十四年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局